新規上場申請のための有価証券報告書

（Ｉの部）

クラシコ株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　岩永 守幸　殿
【提出日】	2025年10月１日
【会社名】	クラシコ株式会社
【英訳名】	Classico, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　大和 新
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目５番12号
【電話番号】	03-6427-4767（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　相馬 知明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目５番12号
【電話番号】	03-6427-4767（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　相馬 知明

目　　次

頁

第一部　【企業情報】……1
　第１　【企業の概況】……1
　　１　【主要な経営指標等の推移】……1
　　２　【沿革】……3
　　３　【事業の内容】……4
　　４　【関係会社の状況】……13
　　５　【従業員の状況】……13
　第２　【事業の状況】……14
　　１　【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】……14
　　２　【サステナビリティに関する考え方及び取組】……22
　　３　【事業等のリスク】……25
　　４　【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】……31
　　５　【経営上の重要な契約等】……38
　　６　【研究開発活動】……39
　第３　【設備の状況】……40
　　１　【設備投資等の概要】……40
　　２　【主要な設備の状況】……40
　　３　【設備の新設、除却等の計画】……40
　第４　【提出会社の状況】……41
　　１　【株式等の状況】……41
　　２　【自己株式の取得等の状況】……53
　　３　【配当政策】……54
　　４　【コーポレート・ガバナンスの状況等】……55
　第５　【経理の状況】……67
　　１　【財務諸表等】……68
　第６　【提出会社の株式事務の概要】……124
　第７　【提出会社の参考情報】……125
　　１　【提出会社の親会社等の情報】……125
　　２　【その他の参考情報】……125
第二部　【提出会社の保証会社等の情報】……126

頁
第三部　【特別情報】…… 127
　第１　【連動子会社の最近の財務諸表】…… 127
第四部　【株式公開情報】…… 128
　第１　【特別利害関係者等の株式等の移動状況】…… 128
　第２　【第三者割当等の概況】…… 130
　　１　【第三者割当等による株式等の発行の内容】…… 130
　　２　【取得者の概況】…… 132
　　３　【取得者の株式等の移動状況】…… 133
　第３　【株主の状況】…… 134

　監査報告書 ……巻末

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高	（千円）	906,552	1,338,953	1,705,951	2,434,486	3,086,141
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	47,184	△56,437	△360,084	△175,035	54,589
当期純利益又は 当期純損失（△）	（千円）	27,230	△57,510	△336,116	△119,286	28,357
持分法を適用した 場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	202,500	202,500	202,500	499,000	499,000
発行済株式総数 （普通株式） （Ａ種優先株式）	（株）	 235,000 ―	 235,000 ―	 235,000 ―	 1,175,000 320,000	 1,175,000 320,000
純資産額	（千円）	452,405	394,895	59,079	541,092	569,449
総資産額	（千円）	970,705	1,107,529	941,273	1,742,139	1,917,630
１株当たり純資産額	（円）	1,925.13	1,680.41	251.40	△51.50	△27.36
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	（円）	115.87	△244.72	△1,430.28	△101.52	24.13
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	18.97
自己資本比率	（%）	46.6	35.7	6.3	31.1	29.7
自己資本利益率	（%）	11.1	―	―	―	5.1
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△692,743	△106,710
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△23,725	△50,926
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	759,540	121,512
現金及び現金同等物 の期末残高	（千円）	―	―	―	249,575	213,453
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	21 (1)	34 (1)	65 (5)	73 (7)	80 (7)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．第15期及び第16期の１株当たり純資産額については、期末純資産の部の合計額からＡ種優先株式払込金額を控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

５．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

６．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第12期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから期中平均株価が把握できないため、第13期及び第14期は潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であり、当社株式は非上場であることから期中平均株価が把握できないため、また、第15期は潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
７．第13期、第14期及び第15期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
８．株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
９．第12期、第13期及び第14期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
11．第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第12期、第13期及び第14期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、監査を受けておりません。
12．当社は2020年５月15日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っており、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。
13．第三者割当増資により、2025年２月７日にＢ種優先株式32,825株、2025年４月７日にＢ種優先株式300株を新規発行いたしました。
14．当社は2025年７月15日開催の取締役会において、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年８月４日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したすべてのＡ種優先株式及びＢ種優先株式は2025年８月４日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。
15．当社は2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で当社普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
16．当社は2020年５月15日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ｉの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
１株当たり純資産額	(円)	385.03	336.08	50.28	△51.50	△27.36
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	23.17	△48.94	△286.06	△101.52	24.13
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	18.97
１株当たり配当額	(円)	―	―	―	―	―

2 【沿革】

当社の事業は、代表取締役社長である大和新が、創業以前に知人の医師から寄せられた「病院から配られたり、市場に売っている白衣は、ペラペラでクタクタのものばかりで、あの白衣を着ても仕事のモチベーションが上がらない」という切実な声に耳を傾けたことから始まりました。

2008年の創業当時の医療用白衣は、その声が示す通り、旧来の画一的な商品が主流であり、品質やデザインの面で選択肢が極めて限られた状況にありました。この市場環境に対し、大和は「なぜ誰もかっこいい白衣を作らないのか。」というシンプルな疑問から、デザイン性によって従来の商品と明確に差別化された、新たな白衣の開発を着想いたしました。

この着想を実現するため、共同創業者となるオーダーメイドスーツ職人の大豆生田伸夫（現当社従業員）をパートナーとして迎え、長年培われたテーラードの技術を応用した、これまでにない新しい白衣の開発に着手しました。

完成した商品をECサイトを通じて個人の医師へ直接販売を開始したところ、受注は順調に伸長し、医療現場における潜在的な需要の高さを確認いたしました。この手応えを受け、2008年、医療用のメディカルアパレルの企画、製造及び販売を事業目的として、大和と大豆生田が当社を共同で設立いたしました。

当社設立後、現在までの沿革は以下の通りです。

年月	概要
2008年12月	当社を設立し、自社で開発した白衣の販売をECサイトにて本格的に開始
2010年３月	アメリカ「IDA」最優秀賞受賞（白衣/クラシコテーラー）
2012年７月	海外展開を台湾/米国から開始
2015年６月	カリフォルニア発のスペシャリティストア「ロンハーマン」とコラボレーションした白衣を発売
2016年２月	クラウドファンディング「INDIEGOGO」で聴診器「U scope」発表（注）
2016年６月	47,576USドルの資金調達に成功し聴診器「U scope」発売
2018年３月	ルームウェアブランド「ジェラート ピケ」とコラボレーションした初のナースウェアを発売
2019年１月	病院向け一括導入（BtoB）の展開を本格的に開始
2019年７月	東京・表参道に期間限定で「Classico OMOTESANDO」をオープン
2020年３月	両社事業の強化・拡大を目的として株式会社エランと資本業務提携
2021年５月	東京・六本木に「Classico ROPPONGI」を出店
2022年３月	東京・丸の内に「Classico MARUNOUCHI」を出店
2022年５月	入院患者のための新ブランド「lifte」を発表
2023年３月	大阪・梅田に「Classico OSAKA」を出店
2023年12月	愛知・名古屋に「Classico NAGOYA」を出店
2024年２月	神奈川・横浜に「Classico YOKOHAMA」を出店
2025年１月	調達力強化や両社事業の拡充を目的としてMNインターファッション株式会社と資本業務提携

（注） 聴診器「U scope」については本書提出日現在、製造販売を中止しております。

3 【事業の内容】

当社は、「医療現場に、感性を。」というミッションのもと、医療現場で働く医師や看護師などの医療従事者に対し、白衣・スクラブ（上下分かれた医療ウェア）・患者衣・周辺小物等のメディカルアパレル商品の企画、開発及び販売を行っております。医療従事者が誇りを持ち、モチベーションを高く保ちながら、高いパフォーマンスで働けるよう、メディカルアパレルを機能重視の支給品からプロ意識を表現するファッションへと進化させ、当社のこだわり抜いたものづくりを通じて、機能性と美しさ・着心地を高次元で兼ね備えたメディカルアパレルを提供しています。また、高機能で美しいユニフォームが医療従事者と患者の体験価値を高め、医療従事者の自信や患者との関係構築にポジティブな影響を与えるという新しい価値観を発信しております。

なお、当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

当社の各事業区分の特徴は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th>事業区分</th><th>主要ブランド</th><th>主要商品</th><th>展開地域</th><th>主要販路</th></tr>
<tr><td>国内EC</td><td>Classico</td><td rowspan="4">機能性とデザイン性を持った素材を糸から開発することで、デザイン性、着心地、肌触りと工業用洗濯にも耐えられる耐久性が両立するメディカルアパレル商品</td><td>日本全国</td><td>国内向け公式オンラインストア</td></tr>
<tr><td>国内店舗</td><td>Classico</td><td>東京、大阪、名古屋、横浜</td><td>新丸ビル店舗等の商業施設及びPop Up Store</td></tr>
<tr><td>国内法人</td><td>Classico,
lifte</td><td>日本全国</td><td>国内法人を通じた販売</td></tr>
<tr><td>海外</td><td>Classico</td><td>中国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、中東６カ国（サウジアラビア等）</td><td>海外向け公式オンラインストア、中国向けECモール(Tmall)、海外法人を通じた販売</td></tr>
</table>

(1) 主要商品

当社の事業において取り扱っている主な商品は次のとおりです。

① 白衣及びスクラブ（Classico）

着る人の気持ちを高揚させるスタイリッシュなスクラブ及び白衣ブランドです。テーラード技術をベースにし、美しさと機能性を両立したデザインを追究しています。

主な商品一覧

商品名・ライン	特徴	商品イメージ
クラシコテーラー	創業時から続く、当社を代表する白衣です。 顧客からのフィードバックを基に、創業以来、素材6回、デザイン7回、パターン8回の改良を実施し、今なお愛される当社の定番素材「クレメルスーピマ」を生地に採用しています。ポリエステルを芯としてスーピマ綿でカバーリングした糸と、柔らかい肌触りと伸縮性のある糸を高密度に織り込むことで、美しい発色と高級感、高機能の両立を実現しています。	
スクラブ DECO	ウール調の上質な生地でありながら、一年を通して快適に身に纏うことができる素材を開発して誕生したシリーズとなります。スーツのアクセサリー(ブートニエール)を彷彿とさせる上品なデザインは、フォーマルかつ高級感のある装いで、落ち着きと信頼感を与える点が魅力です。	
スクラブ LUXE	表面にはシルクのような光沢があり、サラサラとした肌触りが特徴の上質感があるジャージー素材を使用した、当社の主力シリーズとなります。 肌に当たる内側の生地には綿を使用している点や胸元を控えめなVネックにすることでモード感が加わり、スタイリッシュな印象を与え、機能性、着心地、美しさを兼ね備えた点が魅力です。	

商品名・ライン	特徴	商品イメージ
スクラブ COOL TECH	当社のスクラブ定番商品であるDECO対比で約10倍（注）の通気性を有する春夏向けの機能性商品です。素肌に触れるとひんやりする接触冷感機能も併せ持ち、蒸し暑く汗をかく現場でも快適に過ごすことができ、見た目からも清涼感のある軽やかなデザインに仕上げています。	
PACKスクラブ	『高品質の魅力をもっと身近に、そして日常的に。』をコンセプトに開発された当社のエントリーモデルです。 軽量性、伸縮性、吸水速乾性も兼備。洗濯乾燥後にノンアイロンで着られる利便性を持ちつつ、生産工程の見直しにより当社商材比で低価格を実現し、幅広い層から支持される商品です。	
Ron Herman シリーズ	『尊い命を救う医療従事者に、笑顔と勇気を与えたい』という真摯な想いからスタートした、Ron Hermanらしい上質で品のあるシンプルなリラックススタイルに、当社独自のテーラード技術と機能性を加味したコラボレーションラインとなります。	

商品名・ライン	特徴	商品イメージ
ジェラート ピケ &クラシコ シリーズ	着る人を幸せに、笑顔にしてくれるスイーツのような、ジェラート ピケならではの優しい色見や着心地とデザイン、当社が培ってきた機能性と上質さが魅力のコラボレーションラインとなります。	
Scrub Canvas Club	『スクラブをキャンバスに。もっと楽しく。』をコンセプトに、アーティスト、フォトグラファー、映画・音楽など業界の垣根を越えて、「医療現場に笑顔を届けたい」という想いでつくったコレクションラインとなります。	PEANUTS™ ポケットモンスター world of ERIC CARLE ※導入コンテンツの一例 © 2025 Peanuts Worldwide LLC www.snoopy.co.jp ©Nintendo・Creatures・GAME FREAK・TV Tokyo・ShoPro・JR Kikaku ©Pokémon © 2025 Penguin Random House LLC. ERIC CARLE, THE VERY HUNGRY CATERPILLAR, THE WORLD OF ERIC CARLE logo, the Caterpillar logo and related designs, logos, and names are trademarks and/or registered trademarks of Penguin Random House LLC. All rights reserved.

（注） COOL TECHの通気性表記については、下記の試験結果に基づくものであります。
定番商品(DEOスクラブ)の通気度：12.0cc(2025年６月18日報告日のクラボウ株式会社の物性・堅牢度試験結果)
COOL TECHの通期度：198.2cc(2021年３月16日報告日の一般財団法人カケンテストセンターの試験報告書結果)

② 患者衣（lifte）

入院患者に対し、入院生活を支えるために患者の視点から今までにない心地良さ、機能性を追求した、新しい患者衣ブランドです。入院セットサービスのパイオニアの株式会社エランと共同開発をしております。

主な商品一覧

商品名・ライン	特徴	商品イメージ
ペイシェントウェア	優しいニュアンスカラーで上品な印象を与えつつ、あたたかみのある風合い特徴のコンフォートラインや縦にも横にもしっかり伸びる、柔らかいストレッチ素材を利用したストレッチラインになります。	
ウェルウェアシリーズ	ふんわりとした膨らみ感のあるストレッチ素材で、生活着としての心地よさを追求したあたりまえの動作が自信になることをコンセプトにしたラインになります。	
マタニティシリーズ	妊婦向けの商材であり、美しいニュアンスカラーで上品な印象を与えつつ、優しく体に寄り添う、柔らかさとストレッチ性を実現しています。	

(2) 販売チャネル

販売チャネルごとの詳細については、以下の通りになります。

① 国内向けECサイト

国内向けとして、当社直営のECサイトである公式オンラインストアを運営しており、エンドユーザーである医療従事者へ直接販売を行っております。

② 国内店舗

当社商品の販売を行う直営の常設店舗及び期間限定のポップアップストアを運営しており、エンドユーザーへ直接販売を行っております。2025年８月時点においては、常設店舗として店舗（丸の内、大阪、名古屋、横浜）を運営しております。また、ポップアップストアは全国各地で都度、開設しております。

③ 国内法人

a 白衣及びスクラブ（Classico）

国内の代理店展開としては、主にリネンサプライ事業者が代理店となり、病院とリース契約を締結して、当社が企画・開発したメディカルアパレル商品を病院にリースしております。エンドユーザーには、病院が貸与を行っております。

b 患者衣（lifte）

当社が企画・開発したlifte商品を株式会社エランに販売を行っております。株式会社エランの入院セットサービスを通じて病院に導入し、エンドユーザーに提供しております。

④ 海外

海外については、ECサイトを通じた直接販売と代理店を通じた法人販売の両方を展開しております。台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン向けについては、当社直営のECサイトである公式オンラインストアを運営しております。また、中国については、アリババグループが運営する天猫国際（Tmall）と呼ばれるECモールへの出店を行っております。合わせて、展開国毎に代理店を通じた販売を行っており、中東６カ国（サウジアラビア等）ではDr.s’lounge社(注)と代理店契約を締結する等海外代理店を通じた販売が主となっております。

(注) 中東６カ国（サウジアラビア等）における業務提携および代理店契約を締結。2024年1月に当該契約を更新。

(3) 当社事業の特徴

当社の事業においては、以下の特徴を有しております。

① 医療従事者との直接の接点を活かしたマーケットイン思考の商品開発

一般的なメディカルアパレルメーカーがその商品を販売するにあたっては、病院・クリニック等との間に代理店が入ることから、最終的なエンドユーザーである医療従事者と直接の接点を持つことが難しい側面があります。一方で当社は代理店への卸販売等の法人販売や病院等への直接販売以外にも、メディカルアパレル業界では特徴的な、自社ECや自社店舗における販売を行っております。このような販売チャネルを通じて当社は医療従事者と直接的な顧客接点を有しており、常にユーザーの声に耳を傾けながら、マーケットイン思考を重視した商品開発を実現させております。

例えば当社の定番の白衣であるクラシコテーラーは、顧客からのフィードバックを基に、素材、デザイン及びパターンといった機能性・デザイン性の両方の観点から複数回の改良を実施しました。

医療従事者とその周辺専門職

INSIGHT

医療現場の業務環境は過酷である

BENEFIT

ウェアの質が良くなることで気持ちに作用し、
仕事への姿勢や診療の質が向上する。

医療サービスを受ける患者

INSIGHT

治療・検査・入院生活には多くのストレスが伴う

BENEFIT

医療従事者の仕事への姿勢や診療の質が向上することで、
患者にも良い影響を与える。
患者着の快適性と満足度を向上させ、患者体験価値（PX）
を少しでも前向きで明るいものに変える。

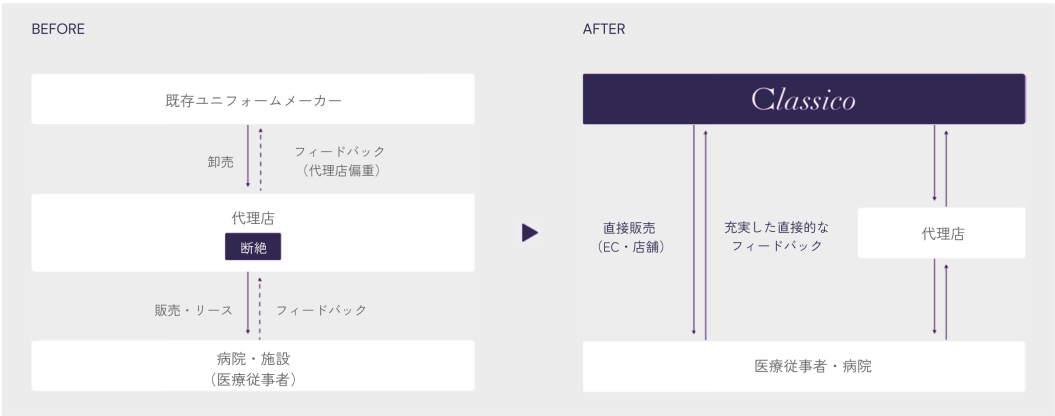

② 生産・開発工程における品位品質へのこだわり

医療従事者が着用するメディカルアパレルの特徴は、病院の洗濯を請け負う専門業者が、高温での滅菌処理やプレス等の工業用洗濯を行うため、一般的なアパレル素材では耐えられず、工業用洗濯に耐えうる素材開発・商品開発が求められます。

当社は素材開発に強みを持つ国内メーカーとの共同開発体制を通じて、社内に研究開発のノウハウを蓄積しております。例として、当社のスクラブシリーズである「DECO」に使われる素材は、それぞれの層に機能を付加した３層構造となっています。ポリエステルでありながらウール調の上質感を表現する１層目、動きやすさを与えるストレッチ性と復元性、耐久性を付加する２層目、直接肌に着ても快適で通気性を保持する３層目を組み合わせ、当社が追求する機能性、耐久性とデザイン性を確保できる素材を開発しました。

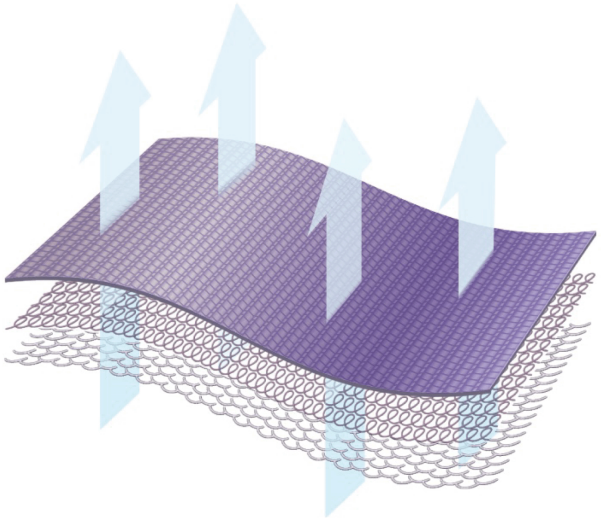

一般的なメディカルアパレルが耐久性を重視するのに対し、私たちは耐久性、着心地、機能性も高次元で融合させています。その実現のために、糸の選定、生地の織り方・編み方、染色加工や縮み率の調整といった各工程で研究と試作を重ね、当社としての最適解を、素材ごとに作り上げています。

またこれらの強みは、北陸を中心とした国内の素材トップメーカーの強みを組み合わせ、独自の付加価値を持つ複雑な素材を開発するために、創業以来の長年の試行錯誤で培った知見を生かしつつ、感性的な素材開発にこだわる企業文化を土壌とする当社ならではのものと考えております。

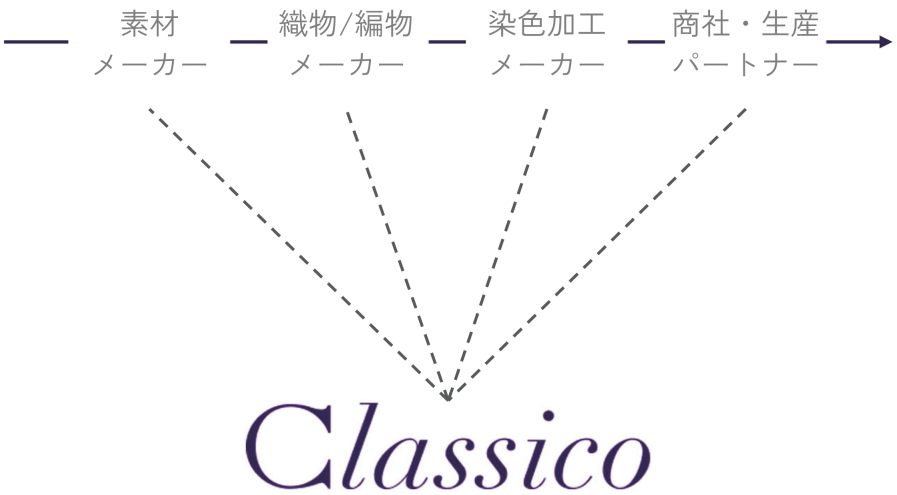

加えて、テーラード技術による立体的なデザイン、当社の厳しい品質基準をクリアしたファクトリーにおける縫製など、デザイン・素材・縫製、その全てにこだわり抜き、医療現場での使用に最適な機能性や耐久性と、他社が真似できないようなファッション性と着心地を兼ね備えた商品を提供し、メディカルアパレルの高付加価値化を図っております。

01
質感・着心地・機能性を
追求した素材開発

02
テーラード技術による
立体的なデザイン

03
厳しい品質基準によって
仕上げる縫製

04
すべてを顧客起点から
はじめる製品企画

当社は, これらの商品開発体制及びブランド性における模倣困難性の高いビジネスモデルにより、世界で愛される、日本発のグローバルブランドへの飛躍を目指しております。

クラシコの模倣困難性 ＝ **変革** × **ブランド力**

メディカルアパレルのプロダクトと販売手法とのパラダイムシフト

高い付加価値と高単価で支持されるブランド

［事業系統図］

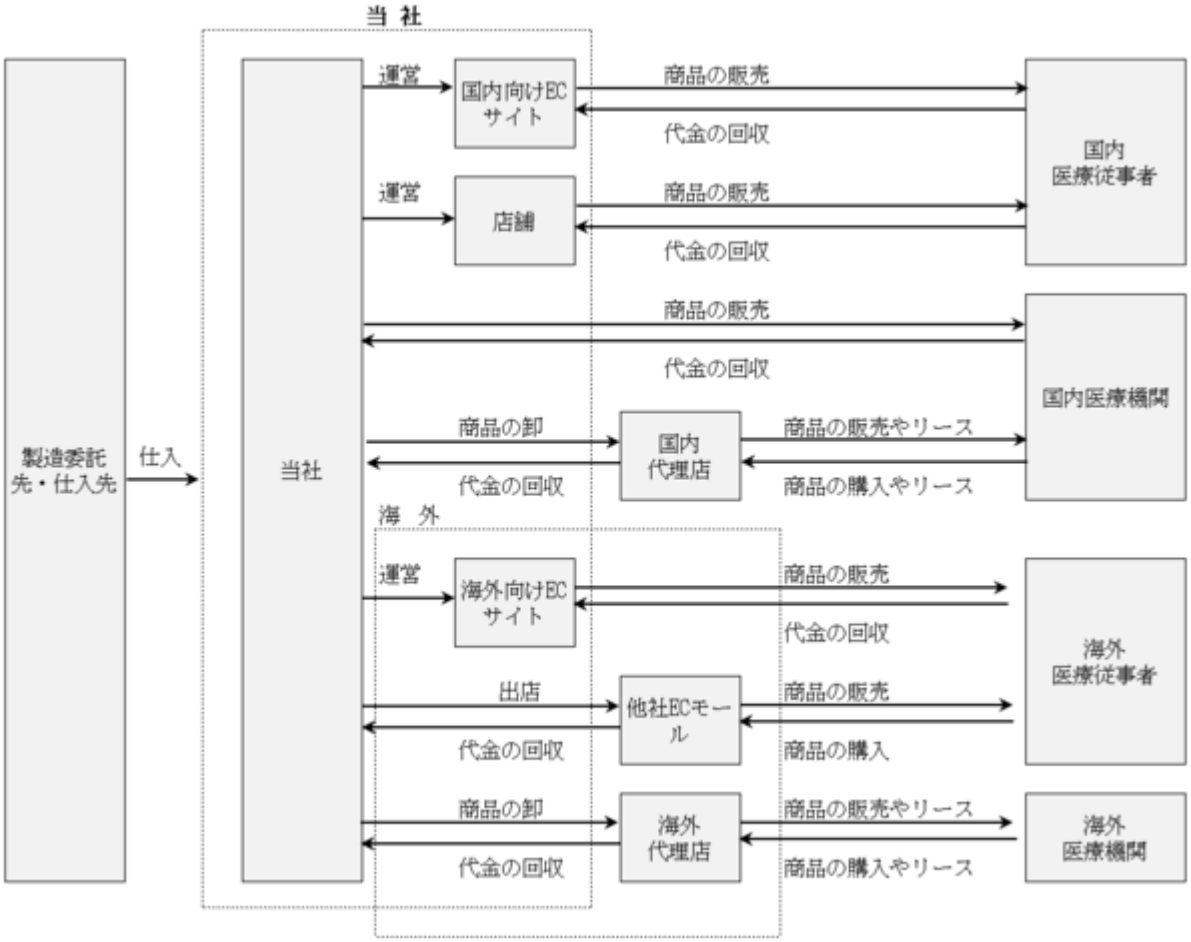

4 【関係会社の状況】

（本書提出日現在）

名称	住所	資本金 （百万円）	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は被所有割合 （%）	関係内容
（その他の関係会社の親会社） エムスリー株式会社（注）	東京都港区	29,354	インターネットを利用した医療関連サービスの提供	被所有 間接33.3	―
（その他の関係会社） 株式会社エラン（注）	長野県松本市	573	介護医療関連事業	被所有 直接33.3	営業取引 役員１名兼任

（注）有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
86（10）	36.9	3.0	5,575

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「医療現場に、感性を。」というミッションの下、その質感・着心地・機能性を追求した素材の開発、厳しい縫製品質の確保などを通じて、デザイン・素材・縫製の全てにこだわり抜いた商品を世に送り出していると考えております。

MISSION
「医療現場に、感性を。」

袖を通した瞬間の、気持ちの高まり。
背筋を伸ばして歩める、誇りと自信。

私たちは、メディカルアパレルを起点としながら、
世界中の医療現場に、まだ見ぬ感性を注ぎ込んでいきます。

過酷な環境の中でも、全力で目の前の患者と向きあっている。
そんな医療従事者たちの、心の温度を上げるために。
そして、その先にいるひとりひとりにまで、
高揚が広がる景色をつくるために。

私たちは、感動と革新を生みだしつづけます。

また、当社は、このミッションを実現するために、３つの行動指針としてバリューを明示しています。そして、ミッション及びバリューを軸とした採用活動や人材育成を実施することで、全社員がミッション実現に貢献できる体制を構築しています。

VALUE
「顧客から、はじめよう。」
「自分から、つくろう。」
「チームで、こえよう。」

(2) 経営環境

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、市場動向、経済情勢等に加え、当社の取り扱う商品であるメディカルアパレル市場の市場動向があります。

日本ユニフォーム協議会の調査（「ユニフォーム年鑑48:2024年版」）によれば、日本国内におけるメディカルアパレル市場について、2023年度は直近５年間の年平均成長率0.3%と微増ながら588億円と推計されています。これは、高齢化による医療・介護需要に伴う人口動態変化により医療従事者数の増加、新型コロナウイルス感染症を契機とした院内感染防止意識の向上により一人当たりの購入数の増加、ファッショナブルな医療用アパレルの需要とECでの個人購入の増加によるものと考えております。

また、メディカルアパレルのグローバルにおける市場規模は、およそ551億USDと推計されており、日本国内の成長要因に加え、新興国の医療インフラの整備に伴う、医療従事者人口の増加とともにメディカルアパレルの需要が増加することが想定されており、広大な成長市場が広がっていると考えております。

患者衣における市場規模は、現在の主要なターゲットである、入院セットを利用する入院患者のみならず、その汎用性から、今後は介護施設入居者等をはじめとする医療周辺領域にも拡大し、対象領域は拡大し需要が成長していくと考えられます。

当社は創業以来培ってきた商品開発力及びマーケティングノウハウを活用し、ECチャネル、新規直営店舗、卸販売及び海外展開を通じて更なる成長を目指してまいります。

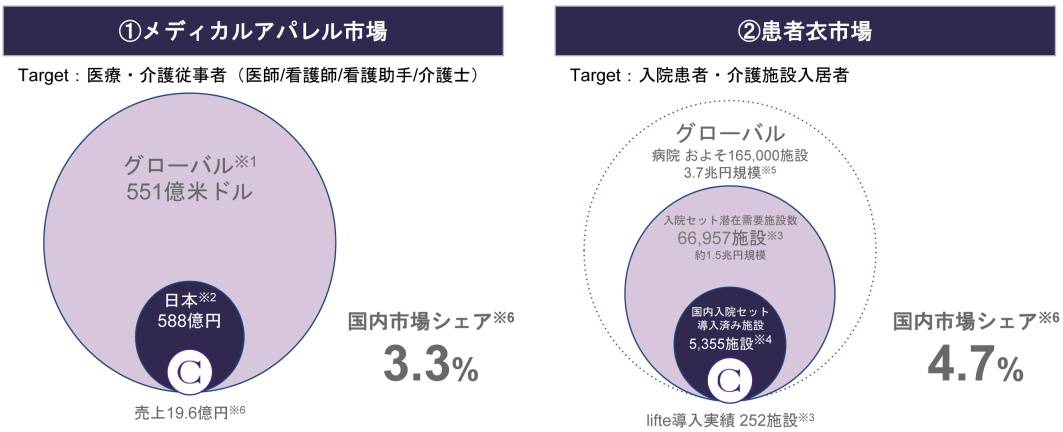

※１　グローバル市場規模はFortune Business Insightsの市場レポート”Global Medical Scrubs and Lab Coats Market”より、2024年の市場規模を抜粋

※２　国内の市場規模は、一般社団法人日本ユニフォーム協議会発行、”ユニフォーム年鑑2024年度版”より抜粋

※３　入院セット潜在需要施設数は、株式会社エラン2024年度12月期決算説明資料より「開拓率の年度推移」に記載の施設数を合計して算出。市場規模は、株式会社エラン 統合報告書2023より、2022年のCSセットによる売上高362億円を株式会社エランの導入施設数1,589施設で除して算出した、1施設当たり売上高に対して、入院セット潜在需要施設数を掛け合わせることで推定。

※４　入院セット導入済み施設：株式会社エランのCSセット契約施設数と他社契約施設数の合計（出典：株式会社エラン「2023統合報告書」及び決算説明資料）

※５　グローバル病院数はDiscover ABA, “85 Hospital Statistics & Facts”より抜粋。市場規模は、※３で算出した1施設当たり売上高に対して、グローバル病院数を掛け合わせることで推定。

※６　メディカルアパレル市場における当社の国内市場シェアは、当社の2024年10月期売上高のうち、国内における売上高（患者衣lifteの売上高を除く）19.6億円を国内の市場規模である588億円で除して算出しております。また、患者衣市場における当社の国内市場シェアは、株式会社エラン2024年度12月期決算説明資料に記載のlifte導入施設数252施設を国内入院セット導入済み施設数5,355施設で除して算出しております。

(3) 経営戦略

当社は、デザイン性と機能性・着心地を兼ね備えた高品質な商品や日本国内を中心に創り上げてきたブランド力を武器に、それをより強固なものとしていきます。

具体的には、ブランディングの一層の追求と売上・利益拡大の両立を実現すべく、①国内成長戦略、②海外成長戦略、③利益率向上戦略を実現してまいります。

① 国内成長戦略

a エントリーモデル「PACKシリーズ」の戦略在庫投資

当社の定番ブランド「Classico」は同業他社比較においても高価格帯の位置付けです。その中で「PACKシリーズ」は、軽量性、伸縮性、吸水速乾性といった高い機能性、アイロン不要の利便性、そして当社の高い品位品質の基準を維持しつつ、競合商品と同水準の手に取りやすい価格を実現したエントリーモデルです。

従来は財務および生産上の制約から機会損失が生じておりましたが、今後は戦略的な在庫投資を実施し、全販売チャネルへ安定的に商品を供給することにより、売上の最大化を目指します。

エントリーモデルとその在庫基盤をもとに、PACKシリーズを積極的に展開し、ブランドへの心理的・価格的な障壁を下げるとともに、これまでアプローチできなかった新規顧客層の獲得を加速させて参ります。これらのアプローチが、イノベーター理論における「キャズム」を越え、当社のブランド全体をメインストリーム市場へと導くための戦略となります。その上で、顧客との継続的なコミュニケーションを通じ、51.9%（注１）のリピート率を背景に、追加購入や高価格帯商品へのステップアップを促す施策へと繋げてまいります。

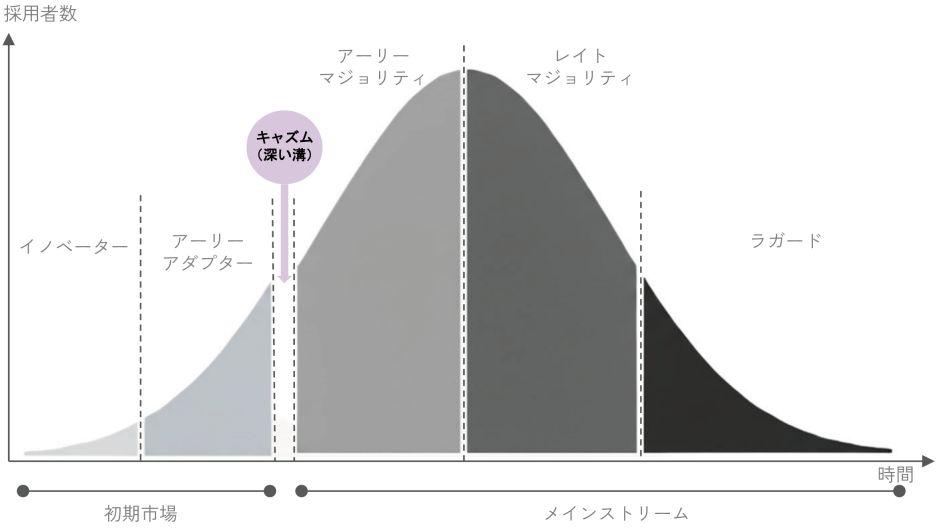

b　lifteの展開加速と医療周辺領域へのアプローチ

2020年３月に資本業務提携を締結した株式会社エランと共同開発をした患者衣lifteについては、本格的な展開を実施し始めており、市場ニーズを捉えて全国で導入病院数が急増しています。加えて、異なる顧客層を持つ当社と株式会社エランの顧客接点を共有し、両社の新規アプローチを加速させ、相互成長を実現してまいります。また、患者衣lifteの開発を事例として、医療周辺領域へのアプローチを加速させ、当社のTAMの拡大を図ってまいります。

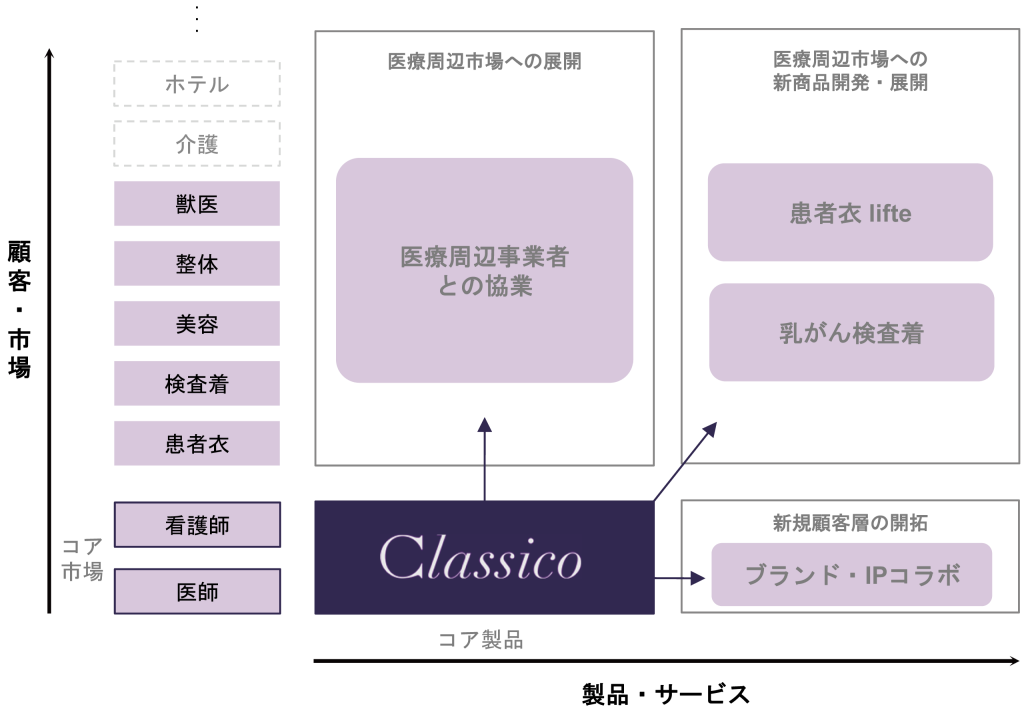

c　データ活用によるLTV(注２)最大化

当社はECチャネルや店舗販売を通して顧客データや購買データを蓄積してきております。

それらを分析することで、効率的な事業運営を行うことができると考えており、需給予測や顧客ごとに最適化したパーソナライズド・コミュニケーションや、オンラインとオフラインを融合したOMO（Online Merges with Offline）施策の強化を行ってまいります。

具体的には、顧客属性に応じたSNSマーケティングやプロモーション施策により顧客体験を向上させ、顧客のロイヤリティ向上（リピーター化）を促進すること、公式ユーザーコミュニティ「Classico Collective」の会員を対象に、顧客同士の交流や商品開発への参加などのイベントを開催し、ブランドへの愛着を高める取り組みも進めています。

これらの施策により、新規顧客の獲得と既存顧客のエンゲージメント強化を両立し、顧客のLTV最大化の実現と当社の持続的な売上成長と利益率向上を目指します。

（注）１．リピート率：当社の新規顧客数に対し、2回目の購入を行う顧客数の累計の割合（累計ベースF2転換率）、2024年10月末現在。

２．LTV：顧客生涯価値とも呼ばれ、ある顧客が当社の商品を初めて利用してから、関係が終了するまでにトータルで得られる利益のことであります。

② 海外成長戦略

当社は、国内の医療従事者をはじめとして、デザイン性と機能性・着心地を兼ね備えた高品質な商品を中心として国内医療従事者からのブランド認知やリピート率を獲得しております。その中で、白衣・スクラブなどの商品特性は世界共通であることから、今後は海外展開を加速し日本発のグローバルブランドを目指してまいります。当社が海外展開にあたり重要と認識している点は以下の通りです。

a メディカルアパレルの世界共通性

世界各国の医療現場においても、白衣・スクラブは同一の形状のものが着用されています。一般的なアパレルと比較し、地域による嗜好性の違いも少ないユニフォーム特性を踏まえると、メディカルアパレルのグローバル展開余地は大きいと捉えています。

b グローバルでのTAMの大きさ及び構造的な成長市場

メディカルアパレルの世界市場(注)は、年平均成長率9.2%で、2030年には890億USDの規模と推定されております。その市場の成長ドライバーは、①人口動態変化による医療・介護需要増に伴う医療人口の増加、②新興国における医療インフラの急速な発展と医療従事者の増加、③医療従事者の感染症予防に伴う医療用アパレルの需要枚数の増加、④製品の多様化・ファッショナブルな医療用アパレルの需要の拡大等が言及されており、構造的な市場成長が見込まれています。

メディカルアパレルの世界市場（億米ドル）

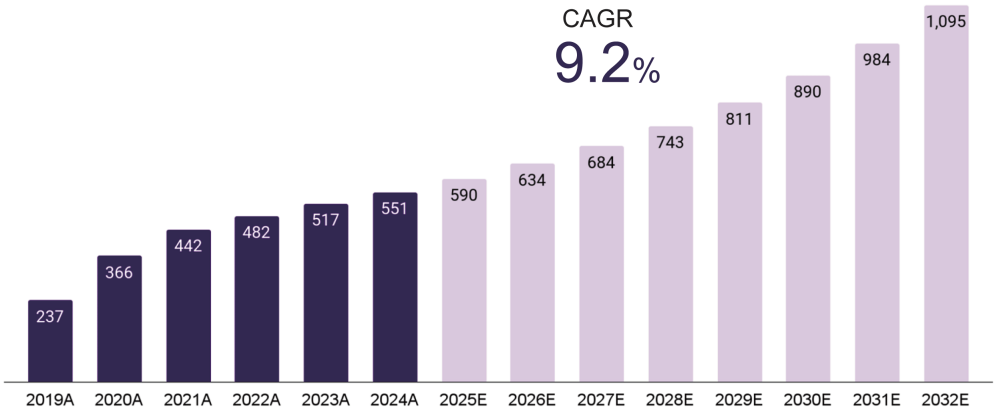

c Japan Qualityの優位性

当社が日本の市場で培ってきた、商慣習上で求められる高い洗濯耐久性基準をベースとした耐久性、機能性及び高いデザイン性は、Japan Qualityとしてグローバル市場においても稀有な存在となると考えております。

d 素材開発力

世界規模で高く評価される、日本の繊維メーカーの技術力・開発力は、当社がメディカルアパレルにおいて追求する要素を実現する上で極めて重要となります。日本の繊維メーカーを中心に、織物/編物や染色加工などの各メーカーと緊密に連携し、糸一本からの開発にこだわり抜き実現した素材は、既に海外の顧客からも評価されています。

e 台湾における「toC/toBmix」モデルの他国での展開

当社では、過年度より台湾において越境ECでの直接販売（toC）展開を行い、緩やかに成長しておりました。近年では、越境ECでの展開に加え、現地の代理店開拓によりBtoBの販路を獲得し、病院単位での導入に成功し、売上高が増加いたしました。この展開モデルを事例として、2024年11月には香港及び東南アジア4か国向けのECサイトをオープンし、同時にBtoBでの販路も拡大する戦略を実施しています。今後さらに新たな国・地域に進出する際に、この「toC/toBmix」による展開モデルを推進することにより、グローバル展開を拡大していきます。

これらの当社の強みを踏まえ、主にアジア地域を中心にエントリーモデル「PACKシリーズ」の展開や、日本発のグローバルIPとのコレクションライン等の商材による市場参入・拡大機会を創出します。また、台湾における事業展開の際に培ったノウハウである越境ECと代理店販売を組み合わせた「toC/toBmix」による展開モデルを推進することで、グローバル展開を加速させていきます。

（注）　市場規模はFortune Business Insightsの市場レポート”Global Medical Scrubs and Lab Coats Market”より

③　利益率向上戦略

2024年10月期の売上総利益率は52.4％であり、収益性のさらなる向上を図るためには、継続的に売上原価率を低減していくことが重要と考えます。品番絞り込みによるロット数アップや計画生産・早期発注を行い、原価低減や販売価格への転換を行っていきます。

また、2025年１月に資本業務提携を開始したMNインターファッション株式会社との戦略的なパートナーシップにより、海外検品へのシフト、海外現地倉庫への納品・保管へのシフト、仕入先工場の集約によるスケールメリットと計画生産、第三国での生産拡大、計画生産や早期発注の推進、価格転嫁や値引・返品改善を実施していき、原価低減による売上総利益の最大化を目指します。

MN INTER-FASHION MNインターファッション株式会社 × Classico

	課題	今後の改善
生産・物流	検品料の過多	海外検品にシフト
	原材料仕入れの削減余地	コストの安い海外保管にシフト
	多工場起用による経費増	工場集約によるスケールメリットと計画生産
	生産地の工賃Up	第三国での生産比率の向上
	短納期や小ロットでの生産・発注によるコスト高	計画生産・早期発注

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値向上を示す指標として、売上高、売上高成長率、売上総利益率及びGlobal会員数(注)を重要な経営指標と位置付け、各経営課題に取り組んでおります。

売上高は、市場や顧客からの評価を直接的に示す重要な指標であり、売上高成長率はその売上がどれだけ増えたかを示す重要な指標であると考えます。また、売上総利益率は顧客への付加価値を示す重要な指標であり、売上総利益の最大化を追求していき、利益を投資へと回し中長期的に売上総利益を最大化していくことで、企業価値の最大化を追求していく所存です。

また、当社の企業価値の源泉は当社商品への信頼性、Classicoブランドの認知度やロイヤリティといった顧客との関係性にあると考えており、特に重視している経営指標は、海外も含めたGlobal会員数であります。なお、2024年10月期においては8.2万人となっております。なお、グローバル会員数の推移は以下の通りです。

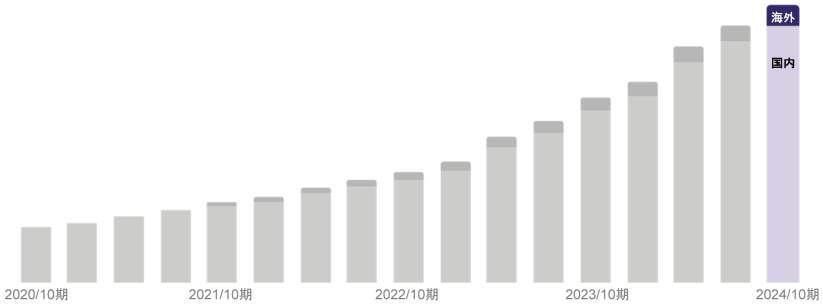

（注） Global会員数：国内向け公式オンラインストアの会員数＋海外向け公式オンラインストアの会員数（中国向けECモール（Tmall）は除く）

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が優先的に対処すべきと考える事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 組織体制の整備

当社は、その規模や資金力等から組織体制の整備を重要な課題として位置付けております。組織連携を強化し、迅速な意思決定を行うため、組織図を変更し、各Divisionを統括する事業本部を整備致しました。引き続き、組織体制整備のための積極的かつ効率的な投資を検討してまいります。

② 収益性の改善

当社が取り扱う商品の一部は原価率が高く、また、より原価率の低い商品が競合他社から市場に供給されるリスクもあり、収益性の改善を重要な課題と位置付けております。国内EC事業において、ブランドの認知がさらに進み、リピートユーザーによる購入も大きな割合を占めるなど商品及びサービスに対する顧客満足度の向上も見られました。為替の影響による仕入高の高騰を踏まえて販売価額の値上げを実施したことにより、一部商品の原価率も低減してきております。

併せて、MNインターファッション株式会社との戦略的なパートナーシップによる、生産・物流における原価低減施策の実施により、売上総利益の最大化を図ってまいります。引き続き、ブランドの認知及び顧客満足度向上に取り組むとともに、原価率、営業コストの低減等を図ることで、収益率を向上させてまいります。

③ 人材の育成

当社が取り扱う高品質な商品の開発・生産、効率的な営業およびブランド力の強化等については、これらを担う高度な人材が不可欠であり、人材育成を重要な課題と位置付けております。国内及び海外事業全体を管掌する事業本部長の採用を始めとした主要管理職の採用を行い、組織連携を強化し迅速な意思決定を行うための新組織体制を実現しました。また、人材の育成並びに適切な評価体制を構築するために人事評価制度を刷新しました。引き続き、人材の育成を促進するための各種体制整備を進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次の通りです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社では、サステナビリティに関する課題への対応は、当社の重要な経営課題の１つであることを認識するとともに、その重要事項については経営会議において共有及び意思決定を行っております。また、サステナビリティに関連するリスクの把握及びその管理については、代表取締役社長である大和新を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を、当社取締役、社外監査役、執行役員及び関連する社員を参加者とし、四半期に１度の頻度で開催しています。

詳細は、「第４　提出会社の状況　４ コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、「医療現場に、感性を。」をミッションとして掲げ、創業よりデザイン性と着心地にこだわった白衣やスクラブ等の医療用アパレルの提供を行っております。当社の商品は、エンドユーザーである医療従事者の働きやすさ・働きがいへの貢献と共に、最終受益者である患者の医療体験価値の向上に寄与するものであり、ひいては持続可能な医療体制の構築に貢献するものと考えています。

一方で、気候変動や廃棄物問題などの地球環境問題への対応や、当社従業員やサプライチェーンに対するあらゆる配慮、自社の社会的インパクトの見える化など、当社の掲げるミッションに沿ったプロダクトを提供し続けるためには、サステナビリティの文脈に沿った多様な課題及び機会が存在していることも認識しています。

そのため、当社では、2024年２月に専任のサステナビリティ推進担当を置き、全社横断的にサステナビリティへの取り組みを推進するために、サステナビリティプロジェクトチームを設置しました。また、2024年７月に、当社のサステナビリティビジョン「クラシコだからこそ紡げる未来。」を公表しました。

併せて、国際的なサステナビリティ基準を参照しながら、社内へのヒアリングや経営層との議論を通じて、2030年を目標年度としたサステナビリティ目標を策定しました。様々な規模で発生する社会課題及びその機会を鑑み、当社が取り組むべき重要な要素を「For Planet」「For Product」「For People」「For Society」の４つの軸に区分し、「2030年のあるべき姿」と課題の達成目標を掲げるとともに、課題への取り組みに対するコミットメントを示しています。

また、人的資本経営の重要性についても、サステナビリティ課題の中でも特に重要であると認識しており、サステナビリティ目標の「For People」の区分に、2030年の目標として「働きがいと働きやすさの両立と追求」「クラシコならではの、DE&Iの体現」を掲げ、人材育成方針及び社内環境整備方針に沿って推進してまいります。

＜人材育成方針及び社内環境整備方針＞

当社は、ミッション「医療現場に、感性を。」を遂行するための重要な要素として、３つのバリュー「顧客から、はじめよう。」「自分が、つくろう。」「チームで、こえよう。」を掲げております。当社の事業成長において、バリューを体現する人材の新規採用とともに当社人材育成方針・社内環境整備方針を通じた従業員のスキル向上・キャリア形成の支援や、就業環境の整備を通じ、全社員がミッション実現に貢献できる体制を構築しています。

■人材育成方針

当社は、人的資本である従業員の成長を企業の持続的な発展の原動力と考えております。この考えに基づき、社員のスキルアップとキャリア形成を支援するために、以下の取り組みを実施しています。

・評価制度の透明化

社員のキャリアパスを明確にするため、評価制度ではグレードごとの期待役割を明文化しています。これにより、昇格のために必要な要件が何であるかを可視化し、社員が自身の成長目標を具体的に理解できるようにしています。明確な基準に基づく評価は、社員のモチベーション向上にも寄与しています。

・1on1面談の実施

社員一人ひとりの成長をサポートするため、メンバーと上司との1on1面談を週次または月次で実施しています。この面談では、タスクや業務の進捗について相互に確認し、相談できる環境を設けています。また、月に１回は半期の目標に対する進捗の確認を行う面談も実施し、個々の目標達成に向けた具体的なアクションプランを確認しています。

・スキルアップ支援

社員の自己啓発、スキルアップを支援するために書籍購入費用、語学学習費用の補助を行い、業務に関連する必要なスキルや最新の知識を習得し、専門性・実効性を高めること、またグローバルなビジネス環境で活躍できるようサポートしています。

・多様な人材の登用

顧客理解、商品展開の観点から、従業員も多様性があることがより良いと考え、性別、国籍、働き方を問わず適材適所での人材登用、採用を行います。

■社内環境整備方針

当社は社員の生産性とモチベーションを高め、企業全体のパフォーマンスを向上し顧客および社会により高い価値を提供できるよう、以下のような環境整備を行っています。

・定期的な全社コミュニケーション機会の創出

毎月１回のオンライン定例会と半期に１度のオフラインイベントを開催し、全社員に対して会社の業績情報やプロジェクトの進捗状況を共有しています。定例会では、経営陣からの報告だけでなく、各部門からの進捗報告も行い、全員が会社の現状と目標及び進捗を共有することで社内の情報格差を少なくし、効率的に業務に取り組めるようにしています。

・多様な働き方のサポート

社員一人ひとりのライフステージに応じた柔軟な働き方をサポートするために、リモートワーク制度とフレックスタイム制を導入しています。これにより、社員は場所や時間に縛られることなく、自身が最も効率よく業務を進めることができ、ワークライフバランスを保ちながら高い生産性を維持しています。

・ESアンケートの定期実施

社員のエンゲージメントの調査と向上を目的とし、３ヶ月に１度ES（Employee Satisfaction）アンケートを実施しています。このアンケートでは、部門ごとや年代別、社歴別に結果を分析し、社員のESの状況及び推移を把握しており、これらのデータをもとに環境改善策を講じることで、エンゲージメントの向上に努めています。

・業界水準以上の報酬

競争力のある高品質な商品を生み出し続けるために、業界水準を上回る報酬を提供することを目指しています。これにより、社員のモチベーションを高めるだけでなく、企業としての魅力を高め、優秀な人材の獲得と定着を図っています。

(3) リスク管理

サステナビリティの観点を含む、事業におけるリスクと機会の把握は、当社の取締役、執行役員及び監査役が認識するリスク・機会に加え、各事業部において認識する特有のリスク・機会を洗い出し、その結果を反映及び統合させることにより、網羅的なリスクの把握及びコンプライアンスの順守・管理体制を構築しています。

(4) 指標及び目標

当社が掲げるサステナビリティ目標は、以下の通りです。なお、各目標の具体的な活動指標及び進捗については、それぞれの取り組みに対する適切なKPIの設定を検討しております。

当社が取り組むべき重要な要素	2030年のありたい姿	2030年目標①	2030年目標②
For Planet	環境負荷の低減-製品の製造から販売にかかる環境負荷を、半分に。	CO2排出量の50%削減（Scope1/2/3の合計）	全商品で使用される素材の50%以上を、低環境負荷の素材に転換
	サーキュラーエコノミーの実装-製造から廃棄にいたるまで、無駄なく資源を活用。	製造工程での資源ロスの削減	メディカルアパレルの循環資源モデルの確立と浸透
For Product	サプライチェーンの透明化-安心して使用いただくための、透明性の確保。	全商品に対するトレーサビリティの付与	労働環境・人権が守られ、適切に管理されたサプライチェーンの構築
For People	働きやすい企業に-働く人から、選ばれる企業に。	働きがいと働きやすさの両立	クラシコならではの、DE&Iの体現
For Society	医療業界への貢献-医療現場・社会への貢献を、見える形に。	医療従事者・患者への貢献とインパクトの可視化と還元	
	共創体制の構築-医療業界への感性を、共創する。	医療業界の課題解決にフォーカスした共創・ビジネスモデルの構築	クラシコを中心とした医療業界のサステナビリティ推進への貢献

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① メディカルアパレル市場の動向（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が事業を展開するメディカルアパレル関連市場は、医療従事者の増加や機能性や意匠性に関する顧客ニーズの増大により、今後も継続的に拡大するものと予測しております。当社は顧客ニーズや市場の変化を早期に捉え、新たな商品の開発や提供、新たな市場の開拓などの対応策を講じる方針ですが、マクロ経済の影響や顧客ニーズの変貌などの要因により当社の商品需要が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合の動向（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、メディカルアパレル商品の企画力や開発力、販売力の向上に努めており、顧客ニーズを的確に把握し対応することで、競合他社に対して優位性を確保できていると考えております。また、既存顧客との関係強化及び新規顧客との取引増加により、競争優位性を維持・向上させる活動を行っております。

しかしながら、今後、当社事業と競合する事業を行う企業の新規参入や、当社の技術力を上回る国内外の企業が出現する可能性があります。これらにより企業間の競争が激化し、当社が市場における競争力を維持できない場合や、当社の顧客が競合他社の商品購入を選択した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 海外事業（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、中国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン及び中東６カ国（サウジアラビア等）において事業を展開しております。海外事業においては、海外向けの商品開発並びに在庫投資や広告宣伝費等の先行投資を実施しており、各国に存在する法的規制、異なる商慣習、政府規制への対応が必要になるほか、政治・社会情勢の変化、為替変動等のリスクが存在しております。

当社は、海外での事業展開にあたっては効率的な先行投資の実施や当該地域の諸法令への対応、海外事業に対応できる人材の育成・採用等を行っており、今後も引き続き対応してまいりますが、それらのリスクが顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 在庫管理（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が取り扱うスクラブ及び白衣は顧客がユニフォームとして購入する商品であることから、一般的なアパレル商品とは異なり、ファッショントレンドや市況の変化の影響を受けづらい商品となっております。また、当社は業務管理システム及び外部倉庫を活用した的確な顧客ニーズの把握や適正な在庫管理に努めております。

しかしながら、顧客ニーズの変化や商品投入タイミングの誤りなどにより販売数量予測に相違が生じ、長期の滞留在庫が発生した場合には、棚卸資産評価損を計上する可能性や欠品による機会損失が発生する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の委託先への依存（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の商品は、国内及び海外の取引先に製造委託しておりますが、当社の2024年10月期の委託先全体の仕入金額のうち約82％が委託先上位５社からの仕入となっております。当社は各仕入先と良好な関係を維持しており、安定的な供給を受けております。

なお、「５　経営上の重要な契約等」に記載の通り、当社の商品調達戦略の一環から、2025年１月にMNインターファッション株式会社と資本業務提携に関わる覚書を締結しており、2024年10月期においては委託先全体の仕入金額のうち約34％が同社からの仕入となっております。2025年10月期以降、同社への仕入割合が大幅に増加する可能性があります。

当社は、MNインターファッション株式会社を含む各仕入先と良好な関係を維持しており、安定的な供給を受けております。複数の仕入先を確保していることから、特定の仕入先との取引が何らかの事情で継続できなくなったと

しても、代替仕入先を複数確保しているため、調達先を分散させることで特定仕入先への依存リスクを低減しております。

しかしながら、特定の仕入先との取引が何らかの事情により継続できなくなった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　商品原価の変動（発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、商品の多くを海外の取引先や商社から仕入れているため、為替相場の変動、人件費、原材料並びに輸送費等の高騰や原価率低減策が想定通りに実行できないなどによる原価高騰により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。当社では生産計画の高度化、第三国での生産拡大及び適切な価格転嫁等の対応を行っております。

⑦　システムトラブル（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社はインターネットを介した商品販売を行っており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存しております。当社は、安定的なサービス運営を行うためにネットワーク設備の強化や社内体制の構築を行っております。

しかしながら、ソフトウェアの不具合、システムへの過大な負荷、コンピュータウィルスへの感染、不正手段による外部からのシステムへの侵入、自然災害や事故等の理由により当社のシステムがダウンした場合や、当社のシステム外でユーザーのアクセス環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　個人情報管理（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、事業の遂行にあたって顧客情報や個人情報等の重要情報を有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。当社は、個人情報保護規程や情報セキュリティに関する規程類の整備、機密データへのアクセス管理の徹底、役職員に対する定期的な教育の実施等により適切な情報管理に努めております。

しかしながら、人的オペレーションのミスやその他の予期せぬ要因により情報漏洩等が発生した場合は、損害賠償責任に基づく費用負担や社会的信用の失墜に伴う取引の縮小が発生する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　知的財産権（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、事業活動にあたって第三者の知的財産権に抵触しないよう細心の注意を払っており、第三者の知的財産権の侵害は行っていないものと認識しております。しかしながら、第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまった場合には、他社からの損害賠償請求や知的財産権の使用に対する対価の支払いの発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は自社が保有する知的財産権の権利保護に努めておりますが、当社の知的財産権が不正に使用されたり外部に模倣された場合には、事業運営に支障をきたし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　災害等の発生（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

地震や台風等の自然災害、火災や事故、戦争の発生、テロ活動等の予期せぬ事態が生じた場合、当社の事業活動が制約を受けたり停止を余儀なくされる可能性があります。これに伴い売上高の減少や修復又は代替のための費用が多額に生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。この点については、BCPの策定、データのバックアップ体制やネットワークセキュリティの強化などにより事業継続に支障が生じるリスクの低減を図っております。

しかしながら、自然災害や火災等を完全に回避することは困難であり、万が一障害等が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪　優秀な人材の確保（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、経営計画を達成する上で、多様な人材が活躍できる場の創出に努めております。グローバル展開を含め

た今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用し長期にわたり活躍頂くことが重要な課題と認識しております。しかしながら、労働市場の競争激化等の理由により、十分な人材の確保や人材育成が計画通りに進捗しなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑫　内部管理体制の維持向上（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、法令遵守を重視した事業活動を行っておりますが、役職員による不祥事が発生した場合、レピュテーションが著しく低下する可能性があります。それにより、当社の経営成績および社会的信用に悪影響を与える可能性があるため、より一層の内部管理体制の強化を図る必要があると認識しております。今後も事業の拡大ペースに応じて人材の確保や育成を行い、管理体制を充実させていく方針であります。

⑬　商社との取引（発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は一部商社との商品仕入取引において、製造後一定期間の預かり期間を設けて、当社からの納品指図もしくは預かり期限超過のタイミングにおいて当社が仕入を行い債務として計上しており、2024年10月末時点において、債務として認識していない預かり在庫が177,584千円存在します。これは、生産ロットの拡大による原価低減や発注回数を集約することによる事務効率と物流面の改善を行うことを目的として実施しております。ただし、商品消化状況により商品引取りが滞留した場合には、将来発生する潜在的な債務が拡大することになります。このため、これらの事象が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭　その他の関係会社との関係について（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：中期、影響度：大）

株式会社エランは、患者衣lifteの共同開発をはじめ両社事業の強化・拡大をさらに加速することを目的として当社株式の33.3％を有し、株式会社エランはエムスリー株式会社の連結子会社であります。なお、当社とエムスリー株式会社の間に人的関係、取引関係はありません。当社と株式会社エランとの人的関係、取引関係については、以下の通りであり、これらについて変動又は問題が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、株式会社エランは、本書提出日現在で、当社発行済株式総数1,748,390株の33.3％（582,765株）を所有しております。同社は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。株式会社エランは主な事業として入院時の日用品のレンタルサービス「CSセット」の提供を行っており、当社は医療従事者向けのメディカルアパレルの企画・販売、並びに株式会社エランと共同開発した患者衣lifteの製造及び同社への卸販売が主要な事業であることから、本書提出日現在においては競合する事業はありませんが、何らかの要因により同社の経営方針や事業戦略（当社株式の保有方針を含む。）を変更した場合、将来的に類似する事業を営まれる可能性、競合する可能性、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性、株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。なお、株式会社エランに対する事前承認事項・事前協議事項の定めはありません。

・人的関係について

本書提出日現在、取締役の石塚明氏につきましては、当社のその他の関係会社である株式会社エランの取締役を務めており、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しており、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行うことで、企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するとの判断から社外取締役として選任しております。なお、その他に当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

・取引関係について

当社の2024年10月期の売上高のうち32.8％が、株式会社エランとの取引に関する売上高であり、2020年３月に資本業務提携を開始して以降から現時点において、良好な取引関係を築いており今後も継続的な成長を見込んでおります。一方で当社の独立性確保の観点から、関連当事者取引管理規程に則り、取引の合理性、条件の妥当性等を慎重に検討した上で、取締役会の報告を行うこととしており、取引の適法性を確保する体制を築いております。今後、同社の経営方針に大きく変更があった場合、当社の営業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の取締役である石塚氏は株式会社エランから派遣されており、同氏の役員派遣に対する対価として株式会社エラン

へ月額35万円の支払いがあります。当社としては患者衣取引に関する株式会社エランへの売上高を維持しつつ、国内ECや海外展開を強化することによって過度な依存状態とはならないようにし、リスク低減を図ってまいります。

⑮　業績の季節変動（発生可能性：高、発生する可能性のある時期：短期、影響度：中）

現状において、以下の理由から、当社が特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難であると考えております。

・業界における季節変動性

メディカルアパレル業界における動向としては、毎年２月から４月は病院の人材の入れ替わりが多くなる時期であり、当社の顧客である医師や看護師からの当社商品への需要が高まる一方で、毎年11月から１月までは買い控え等により需要が下がる時期となり業績が低調となる傾向であると考えられます。そのため、当社においても業績の季節変動が発生する可能性があります。

・特定商材の売上計上時期

患者衣lifteをはじめとする一部の商材は、売上計上時期が特定の四半期に集中することがあり、その売上計上時期によっては各四半期業績の動向に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、過去実績を踏まえた計画の策定、計画的な受発注と納品を実施することで、通期業績への影響を最小限に止めるよう努めております。

なお、前事業年度及び当事業年度の当社の売上高及び営業利益又は営業損失（△）の四半期会計期間毎の推移は以下の通りです。

前事業年度(自 2022年11月１日 至 2023年10月31日)

	第１四半期 (11月～１月)	第２四半期 (２月～４月)	第３四半期 (５月～７月)	第４四半期 (８月～10月)	通期 (11月～10月)
売上高（千円）	384,794	713,956	406,237	929,498	2,434,486
営業利益又は営業損失(△)（千円）	△151,939	△36,842	△124,419	146,013	△167,188

当事業年度(自 2023年11月１日 至 2024年10月31日)

	第１四半期 (11月～１月)	第２四半期 (２月～４月)	第３四半期 (５月～７月)	第４四半期 (８月～10月)	通期 (11月～10月)
売上高（千円）	495,785	830,665	814,748	944,941	3,086,141
営業利益又は営業損失(△)（千円）	△112,855	36,124	39,805	102,473	65,547

⑯　特定の人物への依存（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の代表取締役社長である大和新は、創業者として本書提出日現在で発行済株式総数の38.9％を有する大株主かつ当社の代表取締役を担っております。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針としております。また同氏は、当社の経営戦略や事業戦略等、当社の業務に関して豊富な知識と経験を有しており、当社の経営に重要な役割を果たしております。当社は役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど、過度に同氏に依存しない経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを最小限にしております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合や将来的に何らかの事業により同氏保有の当社株式が大きく売却された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑰　株式価値の希薄化（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを与えること等を目的として、当社の役職員等に対して新株予約権を付与しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は163,485株であり、普通株式の発行済株式総数及び潜在株式数の合計1,911,875株の8.5％に相当しております。今後、権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、１株当たりの株式価値の希薄化が生じ、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑱　配当政策（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら現在当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、資金を将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、より一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には内部留保の状況及び当社を取り巻く事業環境等を勘案したうえで株主への配当を実施する方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑲　新規出店による減損損失リスク（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、国内に直営の常設店舗として４店舗を運営しておりますが、今後も様々な情報ルートを活用し出店候補地の情報を収集するとともに、集客予測に基づき投資採算性の検証を行いながら、店舗開発を進めてまいります。しかしながら、新規の常設店舗に関する固定資産から生み出されるキャッシュ・フローが、継続的にマイナス又は継続的にマイナスとなる見込みであり、投資額の回収が困難と判断した場合には、減損損失が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、過度な出店は行わず、主に商業施設への出店や期間限定のポップアップストアの展開による出店都市の見極めを実施することで、リスクの軽減を図っております。

⑳　資金使途（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が上場時に実施する公募増資による調達資金につきましては、海外展開に関わる費用、広告宣伝費、新商品開発費用、採用費及び借入金の一部返済に充当する予定であります。

しかしながら、急激に変化する事業環境に対応するため、現時点の計画以外の使途にも充当する可能性があります。また、計画に沿って資金を使用した場合であっても、当社が想定した投資効果を上げられない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、調達資金の使途計画について重要な変更が生じた場合には、速やかに開示を行う方針です。

㉑　税務上の繰越欠損金について（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：中期、影響度：小）

2024年10月期末には、当社には、税務上の繰越欠損金が存在しております。今後、当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

㉒　人権リスクについて（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高）

当社及び当社のサプライチェーンにおいて、労働環境・安全衛生の悪化や人権侵害行為、特に強制労働や児童労働、ハラスメント、差別的行為など、人権に対して著しい負の影響が与えられる事由が発生した場合には、当社に対する顧客及び取引先の信用低下を招くほか、当社の製品供給や販売体制が停止、制限されることで、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、その事業活動において基本的人権を尊重するとともに、当社及びサプライチェーンに関与するすべての人々の心身の健康と安心・安全の確保が重要な責務であるとの考えのもと、当社のサステナビリティビジョン「クラシコだからこそ紡げる未来。」の中で「For Product」として「労働環境・人権が守られ、適切に管理されたサプライチェーンの構築」を2030年のあるべき目標として策定しております。

㉓　株式の流動性について（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資によって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、当社の流通株式時価総額及び流通株式比率は上場維持基準に近接しております。今後は、公募増資による当社の事業計画に沿った成長資金の調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

㉔　株主間契約について（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、株式会社エラン及びMNインターファッション株式会社との間で株主間契約を締結しております。当該契約においては、株主による取締役指名権、オブザーバーの指名権、情報の開示義務、事前通知事項及び事後通知事項等が定められています。当社が株式の上場申請を行って以降、契約に定める各当事者の権利及び義務につき効力停止中となっておりますが、当該権利及び義務の効力は、すべての契約当事者との間で当社の株式上場により完全に終了することとなります。株式上場により当社の経営の独立性を一層確保する観点から、従前よりそれら便益の享受を得ることがなくなることへの備えを進めてきておりますが、想定とは異なる影響がある場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態の状況

第16期事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,757,038千円となり、前事業年度末に比べ163,600千円増加いたしました。これは主に商品が378,170千円増加したものの、売掛金が185,063千円減少したことによるものであります。固定資産は160,592千円となり、前事業年度末に比べ11,891千円増加いたしました。これは主に繰延税金資産が30,084千円増加したものの、ソフトウエアが16,716千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は1,917,630千円となり、前事業年度末に比べて175,491千円増加しました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は1,317,814千円となり、前事業年度末に比べ351,478千円増加いたしました。これは主に短期借入金が170,000千円、１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債が165,000千円、未払金が53,260千円増加したものの、契約負債が37,056千円減少したことによるものであります。固定負債は30,366千円となり、前事業年度末に比べ204,345千円減少いたしました。これは転換社債型新株予約権付社債が165,000千円、長期借入金が39,345千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,348,180千円となり、前事業年度末に比べて147,133千円増加しました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は569,449千円となり、前事業年度に比べ28,357千円増加しました。その要因は、当期純利益の計上により利益剰余金が28,357千円増加したことによるものであります。

第17期中間会計期間（自 2024年11月１日　至 2025年４月30日）

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は2,534,637千円となり、前事業年度末に比べ777,598千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が312,316千円、商品が321,317千円増加したことによるものであります。固定資産は172,133千円となり、前事業年度末に比べ11,541千円増加いたしました。これは有形固定資産が5,503千円、投資その他の資産が8,393千円増加したものの、無形固定資産が2,355千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,706,770千円となり、前事業年度末に比べ789,140千円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は1,539,317千円となり、前事業年度末に比べ221,502千円増加いたしました。これは主に買掛金が96,219千円、短期借入金が80,000千円、１年内返済予定の長期借入金が25,434千円増加したことによるものであります。固定負債は57,683千円となり、前事業年度末に比べ27,317千円増加いたしました。これは長期借入金が27,317千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,597,000千円となり、前事業年度末に比べ248,819千円増加いたしました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は1,109,769千円となり、前事業年度末に比べ540,320千円増加しました。これは、第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ254,731千円増加したこと及び中間純利益の計上により利益剰余金が30,857千円増加したことによるものであります。

第17期第３四半期累計期間（自 2024年11月１日　至 2025年７月31日）

（資産）

当第３四半期会計期間末における流動資産は2,248,636千円となり、前事業年度末に比べ491,597千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が207,509千円、商品が378,789千円増加したものの、売掛金が169,152千円減少したことによるものであります。固定資産は206,236千円となり、前事業年度末に比べ45,644千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が5,268千円、投資その他の資産が39,872千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,454,872千円となり、前事業年度末に比べ537,242千円増加いたしました。

（負債）

当第３四半期会計期間末における流動負債は974,600千円となり、前事業年度末に比べ343,214千円減少いたしました。これは主に１年内返済予定の長期借入金が82,635千円増加したものの、短期借入金が470,000千円減少したことによるものであります。固定負債は284,084千円となり、前事業年度末に比べ253,718千円増加いたしました。これは長期借入金が253,718千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,258,684千円となり、前事業年度末に比べ89,496千円減少いたしました。

（純資産）

当第３四半期会計期間末における純資産合計は1,196,188千円となり、前事業年度末に比べ626,738千円増加しました。これは、第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ254,731千円増加したこと及び四半期純利益の計上により利益剰余金が117,276千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第16期事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、金融市場に不安定な動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴い経済活動が正常化し、個人消費やインバウンド需要を中心に回復基調が見られました。

当社の主要顧客である医師、看護師等の医療従事者におきましては、人口動態変化による医療・介護需要に伴う医療人口の増加や感染防止のための医療用アパレルの需要枚数の増加、ファッショナブルな医療用アパレルの需要とECでの個人購入の増加により国内メディカルアパレルの需要は増加傾向にあります。

そのような環境の中で当社は、「医療現場に、感性を。」をミッションとして掲げ商品の企画・開発・販売を行っております。当事業年度においては、チャネルの選択と集中を行い、販管費の抑制による経営効率の合理化を進めるとともに、主力商品の欠品改善や季節感のある商品の投入といった商品展開の拡大等を通じ、堅調な業績にて推移しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,086,141千円（前年同期比26.8％増）、営業利益は65,547千円（前年同期は167,188千円の営業損失）、経常利益は54,589千円（前年同期は175,035千円の経常損失）、当期純利益は28,357千円（前年同期は119,286千円の当期純損失）となりました。

なお、当社の事業は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期中間会計期間（自 2024年11月１日　至 2025年４月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、トランプ関税を受け輸出が下押しされることなどから成長率は鈍化する見通しであるものの、個人消費やインバウンド需要を中心に緩やかに回復基調が見られました。

当社の主要顧客である医師、看護師等の医療従事者におきましては、人口動態変化による医療・介護需要に伴う医療人口の増加や感染防止のための医療用アパレルの需要枚数の増加により国内メディカルアパレルの需要は増加傾向にあります。

そのような環境の中で当社は、「医療現場に、感性を。」をミッションとして掲げ商品の企画・開発・販売を行っております。当中間会計期間においては、『スクラブをキャンバスに。もっと楽しく。』をコンセプトに、業界の垣根を越えたコラボレーションラインであるScrub Canvas Clubにおいて、複数のコラボ商品を開発し発売を行い、新たな顧客層の獲得を進めてまいりました。また、定番商品の新色の追加や法人向けの工業洗濯対応商品をECサイトや店舗においても展開を行い、既存顧客に対しても新たな商品の選択肢を提供することでリピート

注文の促進を行いました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,694,665千円、営業利益は45,974千円、経常利益は36,034千円、中間純利益は30,857千円となりました。

なお、当社の事業は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第３四半期累計期間（自 2024年11月１日　至 2025年７月31日）

当第３四半期累計期間におけるわが国経済は、民間企業の設備投資や個人消費が底堅さを維持し緩やかな回復基調が見られましたが、トランプ関税による輸出の下押しなどから成長率は鈍化する見通しであり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そのような環境の下でありますが、人口動態変化による医療・介護需要に伴う医療人口の増加や感染防止のための医療用アパレルの需要枚数の増加により国内メディカルアパレルの需要は増加傾向にあります。

当社は、「医療現場に、感性を。」というミッションの下、質感・着心地・機能性を追求した素材の開発、厳しい縫製品質の確保などを通じて、デザイン・素材・縫製の全てにこだわり抜いた商品の企画・開発・販売を行っております。

当第３四半期累計期間においては、株式会社エランと共同開発をした患者衣「lifte」の認知度が上がり、導入病院からの評判も高く需要が伸びたことや国内ECにおいて新規顧客層の獲得や集客数の最大化による売上成長の加速に向け、広告媒体への積極投資や販促施策の強化をしております。

以上の結果、当第３四半期累計期間における売上高は2,696,570千円、営業利益は112,195千円、経常利益は99,143千円、四半期純利益は117,276千円となりました。

なお、当社の事業は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③　キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ36,121千円減少し、213,453千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は106,710千円（前年同期は692,743千円の使用）となりました。これは主に、売上債権の減少額184,975千円があった一方で、棚卸資産の増加額399,863千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は50,926千円（前年同期は23,725千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出24,996千円、敷金及び保証金の差入による支出29,122千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は121,512千円（前年同期は759,540千円の獲得）となりました。これは、短期借入金の純増加額170,000千円、長期借入金の返済による支出48,488千円によるものであります。

第17期中間会計期間（自 2024年11月１日　至 2025年４月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ312,316千円増加し、525,770千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は316,760千円となりました。これは主に、税引前中間純利益36,034千円の計上や仕入債務の増加額96,219千円があった一方で、棚卸資産の増加額300,656千円、前渡金の増加額146,443千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は11,189千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7,578千円、敷金及び保証金の差入による支出3,280千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は640,266千円となりました。これは短期借入金の純増加額80,000千円、長期借入れによる収入80,000千円、株式の発行による収入507,515千円があった一方で、長期借入金の返済による支出27,249千円があったことによるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

a　生産実績

当社は生産設備を有しておらず、生産は行わないため、該当事項はありません。

b　仕入実績

第16期事業年度、第17期中間会計期間及び第17期第３四半期累計期間の仕入実績は次のとおりであります。なお、当社はメディカルアパレル事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 （自 2023年11月１日 至 2024年10月31日）		第17期中間会計期間 （自 2024年11月１日 至 2025年４月30日）	第17期第３四半期 累計期間 （自 2024年11月１日 至 2025年７月31日）
	仕入高（千円）	前期比（%）	仕入高（千円）	仕入高（千円）
メディカルアパレル事業	1,859,519	143.8	1,125,537	1,659,076
合計	1,859,519	143.8	1,125,537	1,659,076

c　受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

d　販売実績

第16期事業年度、第17期中間会計期間及び第17期第３四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社はメディカルアパレル事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 （自 2023年11月１日 至 2024年10月31日）		第17期中間会計期間 （自 2024年11月１日 至 2025年４月30日）	第17期第３四半期 累計期間 （自 2024年11月１日 至 2025年７月31日）
	販売高（千円）	前期比（%）	販売高（千円）	販売高（千円）
メディカルアパレル事業	3,086,141	126.8	1,694,665	2,696,570
合計	3,086,141	126.8	1,694,665	2,696,570

（注）　最近２事業年度及び第17期中間会計期間並びに第17期第３四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第15期事業年度 （自 2022年11月１日 至 2023年10月31日）		第16期事業年度 （自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）		第17期中間会計期間 （自 2024年11月１日 至 2025年４月30日）		第17期第３四半期 累計期間 （自 2024年11月１日 至 2025年７月31日）	
	販売高 （千円）	割合（%）	販売高 （千円）	割合（%）	販売高 （千円）	割合（%）	販売高 （千円）	割合（%）
株式会社エラン	541,722	22.3	1,011,868	32.8	602,316	35.5	1,078,569	40.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき見積り、予測を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるためこれらの見積りと異なる場合があります。

当社が財務諸表の作成にあたり採用している重要な会計方針は、「第５経理の状況　１財務諸表等　(1)財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載しており、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち特に重要なものについては、「第５経理の状況　１財務諸表等　(1)財務諸表　注記事項　重要な会計上の見積り」に記載の通りであります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第16期事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

a 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　①　財政状態の状況」に含めて記載しております。

b 経営成績

売上高は、3,086,141千円（前事業年度比26.8％増）となりました。これは主に、国内事業の規模拡大のための積極的な投資や海外事業への積極的な先行投資等を行った結果によるものです。売上原価については、売上高の増加に伴い、1,468,200千円（前事業年度比34.9％増）となりました。

その結果、売上総利益は1,617,940千円（前事業年度比20.2％増）となりました。

販売費及び一般管理費については、主に事業拡大に向けた人員増加による給料手当の増加85,915千円及び広告宣伝費を抑制し47,599千円の減少等により、1,552,392千円（前事業年度比2.6％増）となりました。

その結果、営業利益は65,547千円（前事業年度は167,188千円の営業損失）となりました。

営業外収益は2,549千円（前事業年度比4.1％減）となりました。主な内容はクレジットカードのポイント収入972千円であります。また、営業外費用は13,507千円（前事業年度比28.6％増）となりました。主な内容は支払利息9,065千円及び為替差損3,291千円であります。

その結果、経常利益は54,589千円（前事業年度は175,035千円の経常損失）となりました。

特別損失は43,657千円となりました。主な内容は減損損失33,782千円を計上したことによるものであります。

この結果、当期純利益は28,357千円（前事業年度は119,286千円の当期純損失）となりました。

c キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第17期中間会計期間（自 2024年11月１日　至 2025年４月30日）

a 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　①　財政状態の状況」に含めて記載しております。

b 経営成績

売上高は、1,694,665千円となりました。これは主に、株式会社エランと共同開発をした患者衣「lifte」の

認知度が上がり、導入病院からの評判も高く需要が伸びたことや国内事業において欠品リスクを抑制するための在庫の積み上げを行い、定番商品を中心とした販促施策の強化を行った結果によるものです。売上原価については、売上高の増加に伴い、800,299千円となりました。

その結果、売上総利益は894,365千円となりました。

販売費及び一般管理費については、主に事業拡大に対応したシステム開発及び保守に関する業務委託費の増加や物流工程の見直しや効率化により物流費を抑制し、848,391千円となりました。

その結果、営業利益は45,974千円となりました。

営業外収益は4,399千円となりました。主な内容は為替差益3,078千円であります。

また、営業外費用は14,339千円となりました。主な内容は支払利息6,436千円及び支払手数料5,842千円であります。

その結果、経常利益は36,034千円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は5,177千円となったため、中間純利益は30,857千円となりました。

c　キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第17期第３四半期累計期間（自 2024年11月１日　至 2025年７月31日）

a　財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要　①　財政状態の状況」に含めて記載しております。

b　経営成績

売上高は、2,696,570千円となりました。これは主に、株式会社エランと共同開発をした患者衣「lifte」の認知度が上がり、導入病院からの評判も高く需要が伸びたことや国内ECにおいて新規顧客層の獲得や集客数の最大化による売上成長の加速に向け、広告媒体への積極投資や販促施策の強化を行った結果によるものです。

売上原価については、売上高の増加や卸売のため相対的に原価率が高くなる国内法人販路の売上比率上昇に伴い、1,272,535千円となりました。

その結果、売上総利益は1,424,035千円となりました。

販売費及び一般管理費については、主に事業拡大に向けた人員増加や国内ECにおける新規顧客層の獲得や集客数最大化を目的とした広告媒体への投資強化により、1,311,840千円となりました。

その結果、営業利益は112,195千円となりました。

営業外収益は4,391千円となりました。主な内容はクレジットカードのポイント収入1,622千円及び為替差益2,330千円であります。また、営業外費用は17,443千円となりました。主な内容は支払利息9,526千円及び支払手数料5,842千円であります。

その結果、経常利益は99,143千円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は△18,133千円となったため、四半期純利益は117,276千円となりました。

③　資本の財源及び資金の流動性

当社の主な資金需要は、商品の仕入れに関する費用、従業員の人件費及び顧客獲得のための広告宣伝費などであります。当社は、これらの資金需要について、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等については特段の方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて都度、柔軟に検討を行う予定でおります。

④　経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載の

とおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、市場ニーズに合った商品やサービスの提供、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保などにより、当社の経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

⑤　経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、様々な課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の変化に関する情報を入手・分析し、現在及び将来における事業環境を認識した上で、当社の経営資源を最適に配分し、有効な解決策を実施していく方針であります。

⑥　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての分析

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　（４）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、売上高、売上高成長率、売上総利益率及びGlobal会員数を重要な経営指標と位置付け、各経営課題に取り組んでおります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、下記の通り資本業務提携を行っております。

相手先の名称	契約名	契約締結日	契約期間	契約の目的
株式会社エラン	資本業務提携契約	2020年３月３日	2020年３月３日から契約終了事由に該当する時まで	両社の持つノウハウや強みを相互に活かした両社事業の強化・拡大の加速。当社においては医療従事者向け白衣等の販路拡大を、株式会社エランにおいては「ＣＳセット」の付加価値向上を実現する。
MNインターファッション株式会社	資本業務提携に関わる覚書	2025年１月31日	2025年１月31日から原契約の終了日まで	①当社が企画及び発注し、MNインターファッションが生産または取り扱う商品の拡販、②当該商品に係る当社の顧客の満足度向上、③MNインターファッションの日本国内におけるユニフォーム事業のポートフォリオ拡充及び既存事業とのシナジー創出、④グローバル市場における協業、⑤当社の商品調達戦略策定・実行におけるMNインターファッションとの協業

（注）１．株式会社エランとの資本業務提携契約の契約終了事由は以下の通りとなります。

(1) 本契約の当事者が本契約の終了を書面により合意した場合

(2) 株式会社エランが当社の株式等を所有しなくなった場合

(3) 本契約が解除された場合

２．MNインターファッション株式会社との原契約の契約期間は以下の通りとなります。

(1) 本契約の有効期限は、本契約締結の日から１年間とする。但し、当該有効期間満了日の１ヶ月前までにMNインターファッション株式会社及び当社いずれからも相手方に対する文書による別段の意思表示がない限り、有効期間は更に１年間自動的に延長されるものとし、以後もこの例による。

(2) 前項の規定に拘らず、MNインターファッション株式会社は本契約有効期間中何時でも文書による１ヶ月前の予告をもって本契約を解除することができる。

６ 【研究開発活動】

第16期事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

当社は、顧客のニーズ、現場の声や商品に対する要望を課題として捉え、それらを解決するための商品の研究開発活動を行っております。

新しい生地や新商品の開発及び既存商品のリニューアルを中心に研究開発活動に取り組んでおり、工業用洗濯に耐えられる物性を保ちつつ、着心地や縮みの防止など機能性のある商品を開発することで、顧客により良い商品を提供しております。

研究開発体制は、当社のMerchandising Div.の商品企画メンバーが素材・商材ごとに研究開発を実施しております。

当事業年度における研究開発費の総額は11,099千円であります。

なお、当社はメディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた研究開発活動の状況の記載を省略しております。

第17期中間会計期間（自 2024年11月１日　至 2025年４月30日）

当中間会計期間における研究開発活動の金額は、9,267千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第17期第３四半期累計期間（自 2024年11月１日　至 2025年７月31日）

当第３四半期累計期間における研究開発活動の金額は、16,890千円であります。

なお、当第３四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 2023年11月１日 至 2024年10月31日）

当事業年度の設備投資の総額は24,996千円であり、その主なものは店舗開設に伴う内装工事や社員の増加に伴うパソコンの取得によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期中間会計期間（自 2024年11月１日 至 2025年４月30日）

当中間会計期間において実施した設備投資総額は7,908千円であります。その主な内容は、オフィスの改修及び備品の購入であります。

第17期第３四半期累計期間（自 2024年11月１日 至 2025年７月31日）

当第３四半期累計期間において実施した設備投資総額は11,881千円であります。その主な内容は、オフィスの改修、備品の購入及びシステム開発であります。

２ 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	機械装置	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	
本社 (東京都港区)	本社機能	2,472	575	6,289	2,685	12,024	72
Classico MARUNOUCHI (東京都千代田区)	店舗設備	－	－	－	－	－	5
Classico OSAKA (大阪府大阪市北区)	店舗設備	－	－	－	－	－	4
Classico NAGOYA (愛知県名古屋市中区)	店舗設備	－	－	－	－	－	3
Classico YOKOHAMA (神奈川県横浜市西区)	店舗設備	－	－	－	－	－	3

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．当社はメディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
３．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
４．本社及び店舗は賃借しており、年間賃借料の合計は94,121千円であります。
５．各店舗の帳簿価額について、減損損失計上後の金額を記載しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】（2025年８月31日現在）

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,993,560
計	6,993,560

(注) 2025年８月５日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でＡ種優先株式及びＢ種優先株式に関する定款の定めを廃止いたしました。また、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で当社普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させております。これにより、発行可能株式総数は6,273,560株増加し、6,993,560株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,748,390	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,748,390	―	―

(注) １．2025年７月15日開催の取締役会において、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年８月４日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は2025年８月４日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。なお、2025年８月５日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

２．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で当社普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させております。これにより、普通株式の発行済株式数が1,328,500株増加し、1,660,625株となっております。

３．2025年８月５日付で第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式数が87,765株増加し、1,748,390株となっております。

４．2025年８月５日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第３回新株予約権

決議年月日	2024年７月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役１名 当社従業員79名
新株予約権の数（個）　※	23,840［21,740］(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 23,840［108,700］(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	9,400［1,880］(注) 2
新株予約権の行使期間　※	2026年７月13日～2034年７月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　9,400［1,880］ 資本組入額 4,700［　940］
新株予約権の行使の条件　※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 5

※　最近事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年９月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割・株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

① 各新株予約権の一部行使はできない。

② 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時までにおいて、当社における取締役又は従業員の地位に休職期間その他業務に従事しない期間を除き３年以上あったことを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。

③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。

(1) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること

(2) 当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること

④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割

当契約において定めるものとする。

4．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は(注)５．の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。

② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社における取締役又は従業員の地位を失った場合（休職期間その他業務に従事しない期間を除き３年以上当該地位にあった場合を除く。）には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7．付与対象者１名の取締役就任及び当社従業員13名の退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社従業員65名となっております。

第４回新株予約権

決議年月日	2025年３月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役２名 当社従業員30名
新株予約権の数（個）　※	5,940［5,840］(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 5,940［29,200］(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	15,380［3,076］(注) 2
新株予約権の行使期間　※	2027年３月28日～2035年３月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　15,380［3,076］ 資本組入額　7,690［1,538］
新株予約権の行使の条件　※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 5

※　新株予約権発行時(2025年３月27日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2025年９月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割・株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

①　各新株予約権の一部行使はできない。

②　本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時までにおいて、休職期間その他業務に従事しない期間を除き、当社における取締役又は従業員の地位に３年以上あったことを要する。ただし、第３号に該当する場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。

③　権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。

(1)　当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること

(2)　当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること

④　注４．④に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

４．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①　当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日におけ

る当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は（注）５．の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。

② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社における取締役又は従業員の地位を失った場合（休職期間その他業務に従事しない期間を除き３年以上当該地位にあった場合を除く。）には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

④ 本新株予約権の割当てを受けた者は、次に定める場合には、本新株予約権を行使することができない。この場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

1 本新株予約権の割当てを受けた者が禁固以上の刑に処せられたとき。

2 本新株予約権の割当てを受けた者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

3 本新株予約権の割当てを受けた者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

4 本新株予約権の割当てを受けた者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。

5 本新株予約権の割当てを受けた者が、法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めたとき。

6 本新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)。

7 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、本新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じたとき。

５．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑧　新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨　再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

⑩　交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

６．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

７．付与対象者の当社従業員１名の退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社従業員29名となっております。

第５回新株予約権

決議年月日	2025年３月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役１名 外部協力者１名
新株予約権の数（個）　※	5,117(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 5,117 [25,585](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	15,380 [3,076](注) 2
新株予約権の行使期間　※	2027年３月28日～2035年３月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　15,380 [3,076] 資本組入額　7,690 [1,538]
新株予約権の行使の条件　※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 5

※　新株予約権発行時(2025年３月27日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2025年９月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割・株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。ま

た、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

① 各新株予約権の一部行使はできない。

② 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。

(1) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること

(2) 当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること

③ 注４．④に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

４．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は（注）５．の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。

② 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

③ 本新株予約権の割当てを受けた者は、次に定める場合には、本新株予約権を行使することができない。この場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

1 本新株予約権の割当てを受けた者が禁固以上の刑に処せられたとき。

2 本新株予約権の割当てを受けた者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

3 本新株予約権の割当てを受けた者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

4 本新株予約権の割当てを受けた者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。

5 本新株予約権の割当てを受けた者が、法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めたとき。

6 本新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)。

7 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、本新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じたとき。

５．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額

とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑦　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑧　新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨　再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

⑩　交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

６．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債(2020年３月30日発行)	
決議年月日	2020年３月３日
新株予約権の数(個)　※	１（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)　※	普通株式 17,553［87,765］(注) ２
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	9,400［1,880］(注) ３，４
新株予約権の行使期間　※	2020年４月１日～2025年３月31日［2020年４月１日～2026年３月31日］
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　9,400［1,880］ 資本組入額　4,700［　940］
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額　※	本件新株予約権１個の行使に際し、当該本件新株予約権にかかる本件社債（但し、その払込がなされたものに限る。）を出資するものとし、本件新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本件社債の払込金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(千円)　※	165,000（注）１

※　最近事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年９月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、本転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権の行使が行われたため、提出日の前月末現在（2025年９月30日）において残高はありません。

（注）１．新株予約権付社債の額面165百万円につき新株予約権１個が割り当てられております。

２．本件新株予約権の目的である株式の種類は当会社の普通株式とし、その行使により当会社が当会社の普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当会社の保有する普通株式を処分（以下、当会社株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、次のとおりとする。但し、普通株式に係る発行可能株式総数から発行済株式数を控除して得た数を上限とする。なお、次の算式において、「転換価額」とは、新株予約権の行使時の払込金額をいうが、下記（注）４．によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額をいう。

株式数＝本件新株予約権付社債の行使請求に係る本件社債の発行価額の総額／転換価額

但し、行使により１株未満の端数が生ずるときは、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当会社が、単元株制度を採用する場合において、行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金をもって精算する。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

ア　本件新株予約権１個の行使に際し、当該本件新株予約権にかかる本件社債（但し、その払込がなされたものに限る。）を出資するものとし、本件新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本件社債の払込金額と同額とする。

イ　本件新株予約権の行使により当会社が当会社の普通株式を交付する場合における株式１株当りの払込金額（以下「転換価額」という。）は、当初、11,000円とする。

４．転換価額の調整

ア　①　当会社が、本件新株予約権付社債の発行日以後、転換価額を下回る価額で当会社の株式を交付する場合（但し、当会社の株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利又は当会社の株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）、当該交付に係る当会社の株式1株当たりの払込金額に相当する金額を、調整後の転換価額とする。

②　本件新株予約権付社債の発行日以後に、当会社が当会社の株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて行われ、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額＝調整前転換価額×（１/分割又は併合の比率）

③　上記①及び②の他、本件新株予約権付社債の発行日以後に、転換価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な方法で転換価額の調整を行うことができる。

イ　上記アで定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

①　資本金の減少、当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき

②　当会社株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき

③　その他当会社株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき

ウ　①　転換価額調整式の計算については円未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。

②　転換価額の調整が行われる場合には、当会社は関連事項決定直後直ちに本社債権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知し、承諾を得なければならない。

５．新株予約権の行使の条件

ア　当会社が株式市場に株式の上場申請を行った場合、本社債権者は、当会社の指示に従い、直ちに本件新株予約権の全部を行使しなければならない。

イ　前項の上場申請に基づく株式公開が実行されなかった場合、当会社は、直ちに、上記の本件新株予約権行使前の本社債権者たる地位と同様の地位に本社債権者を戻すために必要な手続を行うものとする。

６．組織再編行為

当会社が、合併（合併により当会社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、当該組織再編行為の効力発生の時点で行使されていない本件新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編後会社」という。）の新株予約権を、下記の条件により交付する。この場合、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において、本件新株予約権が消滅し、組織再編後会社は、当会社の新株予約権者に対し、組織再編後会社の新株予約権を交付する旨を定める。

①　交付される組織再編後会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する、行使されていない本件新株予約権の数と同一の数とする。

②　交付される組織再編後会社の新株予約権の目的たる株式の種類及び数

組織再編後会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案して、（注）２．に準じて決定する。

③　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案して転換価額を調整して得られる新株１株当たりの払込金額に、当該新株予約権の目的である組織再編後会社の株式の数を乗じて得られる金額とし、その調整については、組織再編行為の条件等を勘案して、（注）４．に準じて決定する。

④　新株予約権を行使することができる期間

本件新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日以降、本件新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑥　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編後会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑦　新株予約権の取得

取得事由は定めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年３月31日 (注) １	普通株式 35	普通株式 235	192,500	202,500	192,500	192,500
2020年５月15日 (注) ２	普通株式 234,765	普通株式 235,000	―	202,500	―	192,500
2023年６月27日 (注) ３	Ａ種優先株式 64,000	普通株式 235,000 Ａ種優先株式 64,000	300,800	503,300	300,800	493,300
2023年10月29日 (注) ４	―	普通株式 235,000 Ａ種優先株式 64,000	△4,300	499,000	―	493,300
2025年２月７日 (注) ５	Ｂ種優先株式 32,825	普通株式 235,000 Ａ種優先株式 64,000 Ｂ種優先株式 32,825	252,424	751,424	252,424	745,724
2025年４月７日 (注) ６	Ｂ種優先株式 300	普通株式 235,000 Ａ種優先株式 64,000 Ｂ種優先株式 33,125	2,307	753,731	2,307	748,031
2025年８月４日 (注) ７	普通株式 97,125 Ａ種優先株式 △64,000 Ｂ種優先株式 △33,125	普通株式 332,125	―	753,731	―	748,031
2025年８月５日 (注) ８	普通株式 1,328,500	普通株式 1,660,625	―	753,731	―	748,031
2025年８月５日 (注) ９	普通株式 87,765	普通株式 1,748,390	82,500	836,231	82,500	830,531

(注) １．有償第三者割当増資
割当先株式会社エラン
発行価格11,000,000円
資本組入額5,500,000円

２．株式分割（1：1,000）によるものであります。

３．有償第三者割当増資
割当先株式会社エラン
発行価格9,400円
資本組入額4,700円

４．資本金の減少
資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的とするため、資本金503,300千円を4,300千円減少し（減資割合0.9%）し、499,000千円といたしました。

５．有償第三者割当増資
割当先MNインターファッション株式会社、大西秀亜
発行価格15,380円
資本組入額7,690円

６．有償第三者割当増資
割当先大和新、福島信広、株式会社an butter
発行価格15,380円
資本組入額7,690円

７．2025年７月15日開催の取締役会において、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年８月４日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は2025年８月４日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。

８．株式分割（１：５）によるものであります。
９．2025年８月５日付で第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたものです。

(4) 【所有者別状況】

普通株式　　2025年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	3	―	―	5	8	―
所有株式数（単元）	―	―	―	7,830	―	―	9,651	17,481	290
所有株式数の割合（％）	―	―	―	44.8	―	―	55.2	100.0	―

（注）　2025年８月５日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,748,100	普通株式 17,481	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	290	―	―
発行済株式総数	1,748,390	―	―
総株主の議決権	―	17,481	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第１号に該当するＡ種優先株式、Ｂ種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2025年７月15日)での決議状況 (取得期間2025年８月４日)	Ａ種優先株式　64,000 Ｂ種優先株式　33,125	―
最近事業年度前における取得自己株式	―	―
最近事業年度における取得自己株式 (2023年11月１日～2024年10月31日)	―	―
残存決議株式の総数及び価額の総額	―	―
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	―	―
最近期間における取得自己株式	Ａ種優先株式　64,000 Ｂ種優先株式　33,125	―
提出日現在の未行使割合(%)	―	―

(注) １．2025年７月15日開催の取締役会において、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年８月４日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は2025年８月４日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。

２．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で当社普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は株式分割前の「株式数」を記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	Ａ種優先株式 64,000 Ｂ種優先株式 33,125	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(―)	―	―	―	―
保有自己株式数	―	―	―	―

(注) 1．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月４日付でＡ種優先株式及びＢ種優先株式のすべてを消却しております。
2．2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で当社普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は株式分割前の「株式数」を記載しております。

３ 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画を総合的に勘案しながら、配当を含めた利益還元策を決定していく方針であります。

しかしながら現在当社は成長過程にあり、事業拡大のための投資を優先しているため、直近事業年度までの過去においては配当を実施しておりません。将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への配当を目指す方針ですが、本書提出日時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。内部留保資金については、当社の成長と財務体質の強化のバランスを勘案しつつ、事業活動の原資として有効活用していく方針であります。

なお、当社は剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議により毎年４月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的・継続的に企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付けており、株主、取引先、従業員等のステークホルダーと良好な関係の維持・発展を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。そのため、経営環境の変化に対応した迅速で合理的な意思決定体制、実効性ある内部統制システムの構築、説明責任を果たすための適時適切な情報開示の実施等により、更なるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

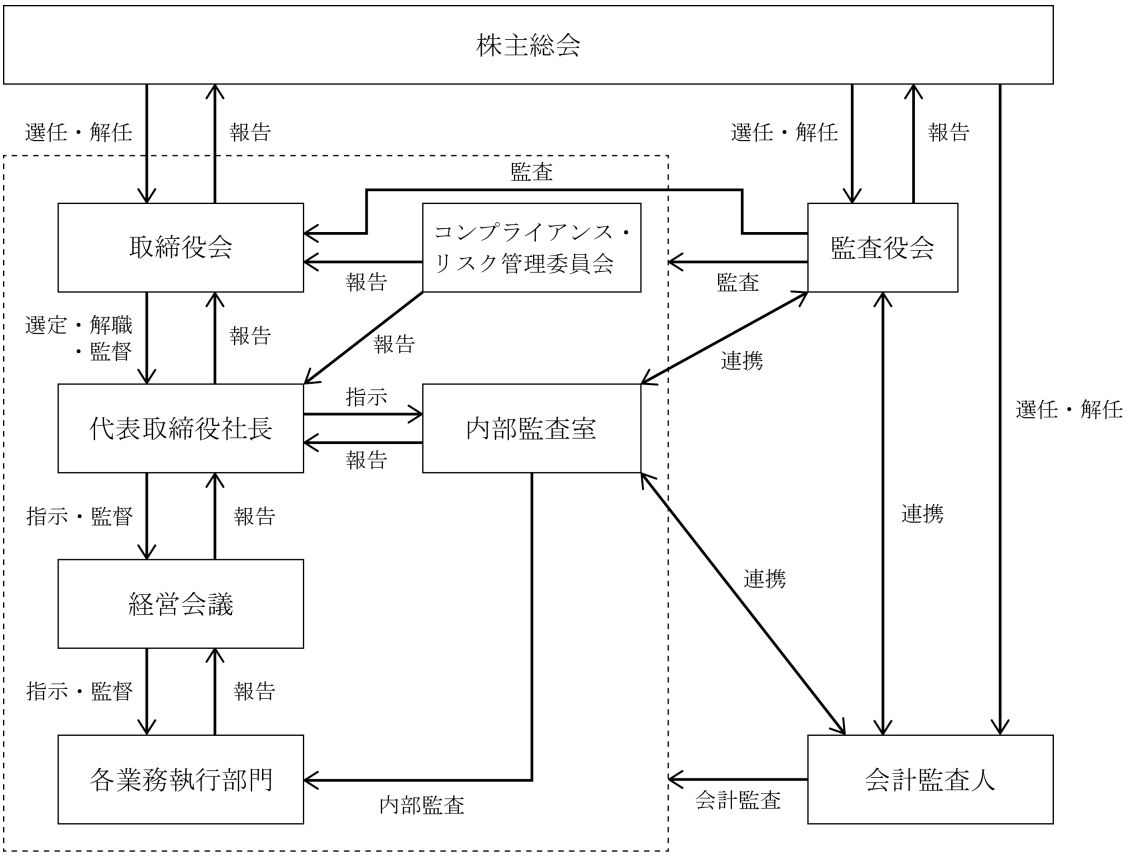

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役５名（代表取締役社長 大和新、取締役COO 福島信広、取締役CFO 相馬知明、社外取締役 石塚明、社外取締役 大西秀亜）で構成されております。代表取締役社長である大和新を議長とし、法令及び定款並びに社内規程に定められた事項の決議のほか、重要な業務執行の決定を行い、各取締役の相互牽制により各業務執行取締役の職務の監督を行っております。取締役会は原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制を取っております。また、取締役会には監査役３名（常勤監査役・社外監査役 山野智也子、社外監査役 郡司昌恭、社外監査役 後藤類）も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

b．監査役会

当社の監査役会は、監査役３名（常勤監査役・社外監査役 山野智也子、社外監査役 郡司昌恭、社外監査役 後藤類）で構成されております。常勤監査役である山野智也子を議長とし、原則として毎月１回開催されており、必要に応じて臨時で開催しております。監査役は取締役会への出席や各取締役との面談を通じて、また常勤監査役を中心に当社の日常的な事業活動を通じて、各取締役の職務執行の監督を行っております。

さらに、常勤監査役は経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会への出席を通じて、監査役として意見を述べるほか、会計監査人及び内部監査室と連携しながら、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

ｃ．経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 大和新、取締役COO 福島信広、取締役CFO 相馬知明により構成されており、常勤監査役・社外監査役 山野智也子がオブザーバー参加しております。代表取締役社長である大和新を議長とし、原則として毎週１回開催しております。経営会議は、持続的な成長のための意思決定会議として、会社の経営と執行に関する重要な事項についての決議、審議、報告を行っております。

ｄ．コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長 大和新を委員長、取締役CFO 相馬知明を統括責任者とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項の協議や法令等の遵守状況の情報共有、リスクの洗い出し・評価・必要な対応策の策定等を行っております。委員会には委員長の指名する者（常勤取締役、執行役員、関連部署社員）が委員として参加するとともに、オブザーバーとして常勤監査役及び内部監査室長が参加しております。

ｅ．内部監査室

当社は、法令及び社内規程の遵守、効果的・効率的な業務の運営管理を目的として、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社の全ての部門を監査対象とし、業務監査及び会計監査並びに代表取締役社長の特命により実施する特命監査を行うこととしております。業務監査は原則として年１回、全ての部門に対して実施しております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携して、効率的な内部監査の実施に努めております。

ｆ．会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、これら各機関が相互に連携し役割を果たすことによりコーポレート・ガバナンスが有効に機能し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資すると考え、現状の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

当社の会社法に基づく業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

(2) 役職員は、法令・定款・社内規程等の定めに従い、職務を執行する。

(3) 取締役及び使用人が法令等に則った業務執行を行うため、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底を図る。

(4) 不正行為等の早期発見と是正を目的に、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を構築し、内部通報のための窓口を設置する。

(5) 内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合しているかを確認する。また、内部監査担当者はその結果を代表取締役に報告する。

(6) 監査役は「監査役監査基準」に基づき取締役の職務執行状況について監査を実施する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、職務の執行に係る情報が記録された重要な文書及び電磁的記録については、「文書管理規程」「情報システム管理規程」等に従い適切に保存・管理する。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直しを行う。

(2) 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書・情報を閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を制定し、法令遵守及びリスク管理活動を推進する。

(2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、委員会においてコンプライアンスに関する事項の協議・法令等の遵守状況の情報共有及びリスクの洗い出し・評価・必要な対応策の策定等を行う。

(3) 不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い、迅速かつ適切に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な意思決定を行う。

(2) 週に1回、社長・業務執行取締役・執行役員が出席する経営会議を開催することで、経営状況の共有を行うとともに各組織の活動状況を把握する。

(3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「稟議規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(4) 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を配置し、所定の権限のもとで職務執行を行うとともに、業務執行状況を取締役会に報告する。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を配置する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の職務に関しては、取締役等の指揮命令を受けない。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従う旨を、取締役及び使用人に周知徹底する。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、議事録や稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、経営上重要な事項について監査役に報告し、監査役と情報を共有する。

(3) 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する事実又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、遅滞なく監査役に報告する。

9．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求が行われたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の精算処理を行う。

11. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会やその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(2) 監査役は内部監査担当者と定期的に会合を開き、お互いの監査情報を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

(3) 監査役は会計監査人と意見や情報の交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

(4) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意見交換を行う。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に実施し、発生した不備に対して必要な是正措置を講じる。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を行う旨を定、全ての役職員への周知徹底を行う。

(2) 反社会的勢力による不当要求等に関しては、警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力による被害の防止を図る体制を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理は、コンプライアンス・リスク管理委員会により運用されております。「リスク管理規程」で定められた内容に従い、リスクマネジメント活動全般を確認し、対応方針及び対応策の検討・策定を行い、対応を実施しております。

ハ. 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ニ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

ヘ. 取締役の定数

当社の取締役は５名以内とする旨を定款に定めております。

ト. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

リ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するためであります。

ヌ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年４月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

④　取締役会の活動状況

2024年10月期において、当社は定時取締役会を月１回、臨時取締役会を８回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大和 新	20回	20回
福島 信広	16回	16回
相馬 知明	３回	３回
石塚 明	20回	20回
大西 秀亜	16回	16回

（注）　福島信広氏及び大西秀亜氏は2024年１月30日開催の定時株主総会をもって取締役に就任したため、就任以降の取締役会について記載しております。また、相馬知明氏は2024年９月30日開催の臨時株主総会をもって取締役に就任したため、就任以降の取締役会について記載しております。

取締役会においては、直近の業績の報告に加え、各部門の近況、課題及び懸念事項の報告によって情報共有がなされております。また、年度予算や中期経営計画の決定、社内規程の改正、組織の改編、その他重要な契約の締結等の決議事項については、慎重かつ具体的な審議を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	大和 新	1980年11月28日	2003年４月 2003年５月 2005年３月 2006年８月 2008年３月 2008年12月	株式会社学生情報センター 入社 株式会社ナジック教育ソリューション 出向 社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩（現公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩） 出向 ワークゲート株式会社入社 セールス部門責任者 当社創業 当社設立 当社代表取締役社長 就任（現任）	（注）３	680,500
取締役COO	福島 信広	1982年12月12日	2001年11月 2018年９月 2023年１月 2023年２月 2023年３月 2024年１月	株式会社ファーストリテイリング入社 株式会社ジーユー（台湾現地法人）COO就任 当社入社 当社 Medical apparel department 本部長 就任 当社執行役員 就任 当社取締役 就任（現任）	（注）３	37,875
取締役CFO	相馬 知明	1981年３月25日	2004年４月 2010年２月 2017年８月 2019年１月 2019年９月 2019年11月 2023年５月 2024年２月 2024年９月	株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 Morgan Stanley出向 株式会社GameWith 入社 執行役員CFO就任 株式会社an butter設立 代表取締役 就任（現任） 株式会社タビナカ（現 株式会社Fun Group）入社 執行役員CFO 就任 同社取締役CFO 就任 株式会社Rehab for JAPAN入社 執行役員CFO 就任 当社入社 執行役員CFO 就任 当社取締役 就任（現任）	（注）３	37,875 （注）７
取締役	石塚 明	1970年８月８日	2005年８月 2010年３月 2016年３月 2016年10月 2017年４月 2017年12月 2020年３月 2021年12月 2022年３月 2023年１月	メディカル・ケア・サービス株式会社取締役 就任 同社常務取締役 就任 三光ソフラン株式会社常務取締役 就任 株式会社リアルワールド（現株式会社デジタルプラス）執行役員 就任 同社執行役員CFO 就任 同社取締役CFO 就任 株式会社エラン執行役員 就任 当社取締役 就任（現任） 株式会社エラン取締役 就任（現任） 株式会社エランクルール代表取締役社長 就任（現任）	（注）３	—
取締役	大西 秀亜	1964年３月７日	1986年４月 2002年２月 2009年５月 2009年９月 2011年６月 2012年１月 2016年３月 2018年４月 2019年２月 2021年４月 2022年５月 2023年２月 2024年１月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（現 株式会社リンク・セオリー・ジャパン）取締役CFO就任 株式会社泉新キャピタル 代表取締役（現任） 株式会社ファーストリテイリング執行役員CFO 就任 合同会社インテグリティ共同代表就任（現任） 株式会社アバージェンス代表取締役 就任（現任） ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外取締役就任（現任） 株式会社ベーシック社外取締役（監査等委員）就任（現任） 一般財団法人JPC奨学財団（現 公益財団法人）評議員就任（現任） 株式会社キューブ社外取締役 就任（現任） アークランドサカモト株式会社（現アークランズ株式会社）社外取締役（監査等委員）就任 アズカルアセットマネージメント株式会社 社外取締役 就任（現任） 当社取締役 就任（現任）	（注）３	1,625

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	山野 智也子	1983年７月25日	2010年２月 2017年３月 2019年２月 2021年６月 2021年９月 2021年７月 2023年１月 2025年６月	あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人） 入社 ペルノ・リカール・ジャパン株式会社 入社 株式会社明光ネットワークジャパン 入社 株式会社クリーントップ 入社 山野公認会計士事務所 開設（現任） 株式会社ブリーチ社外監査役 就任（現任） 当社常勤監査役 就任（現任） コージンバイオ株式会社 社外取締役就任（現任）	（注）４	―
監査役	郡司 昌恭	1977年１月13日	2000年10月 2004年４月 2007年７月 2008年６月 2009年４月 2017年７月 2020年４月 2023年６月	監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 郡司公認会計士事務所代表 就任（現任） 株式会社MAACパートナーズ代表取締役就任（現任） 税理士登録 あおい税理士法人代表社員 就任（現任） 当社監査役 就任（現任） 株式会社ウェッズ社外監査役 就任（現任）	（注）５	―
監査役	後藤 類	1982年９月９日	2010年７月 2015年10月 2017年２月 2017年８月 2018年７月 2019年10月 2021年12月 2024年９月	参議院法制局 入局 株式会社LITALICO 入社 弁護士登録 トライオン株式会社 入社 取締役就任 下高井戸法律事務所（現 後藤法律会計事務所）入所（現任） 税理士登録 株式会社オークファン 入社 同社 経営管理部副部長 就任 当社監査役 就任（現任）	（注）６	―
計						757,875

（注）１．取締役 石塚明、大西 秀亜は社外取締役であります。
２．監査役 山野智也子、郡司昌恭、後藤類は社外監査役であります。
３．2025年１月30日の定時株主総会終結の時から2025年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．2023年１月30日の定時株主総会終結の時から2026年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．2024年１月30日の定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
６．2024年９月30日の臨時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
７．取締役相馬知明の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社an butterが所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社は本書提出日現在において、取締役５名のうち社外取締役が２名、監査役３名のうち社外監査役が３名の体制であります。

社外取締役の石塚明氏は当社のその他の関係会社である株式会社エランの取締役を務めており、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しており、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行うことで、企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するとの判断から社外取締役として選任しております。株式会社エランは当社発行済株式の33.3％を所有しておりますが、その他に当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の大西秀亜氏は、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の社外取締役や株式会社キューブの社外取締役であり、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しており、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行うことで、企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するとの判断から社外取締役として選任しております。同氏は、当社株式を保有しておりますが、その他に当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の山野智也子氏は公認会計士の資格を有しており、その経理財務分野における豊富な経験、実績及び見識により、当社の業務執行を適切に監督していただくことができ、コーポレートガバナンスの強化に資するとの判断から選任しております。当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の郡司昌恭氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見から当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の後藤類氏は、弁護士及び税理士の資格を有しており、その法務分野における豊富な経験、実績及び見識により、当社の業務執行を適切に監督することができ、コーポレートガバナンスの強化に資すると判断しております。当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレートガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会を通じて、社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の実施過程を通じて、内部統制システムの整備・運用状況をはじめとしたそれぞれに必要な情報を収集するとともに、経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べております。また、社外監査役、内部監査担当者及び会計監査人は定期的な会合を持ち、それぞれの監査計画や監査結果の共有、相互の意見交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は2023年２月１日以降、監査役協議会設置会社として常勤監査役１名及び非常勤監査役１名の監査役２名体制で業務執行の監査を行ってきましたが、2024年９月30日開催の臨時株主総会で新たに非常勤監査役１名を選任し、監査役会設置会社へと移行しました。

社外監査役である山野智也子は公認会計士、郡司昌恭は公認会計士と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役である後藤類は弁護士及び税理士の資格を有しており、法務分野における相当程度の知見を有しております。

監査役監査は、事業年度毎に策定される監査計画に基づき実施しております。常勤監査役が日常の監査業務を実施し、毎月開催される監査役会で重要事項の審議、当月に実施した監査結果の報告、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

当事業年度において当社は監査役会または監査役協議会を月１回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山野 智也子	監査役協議会11回 監査役会２回	監査役協議会11回（100%） 監査役会２回（100%）
郡司 昌恭	監査役協議会11回 監査役会２回	監査役協議会11回（100%） 監査役会２回（100%）
後藤 類	監査役会２回	監査役会２回（100%）

（注）１．後藤類氏は2024年９月30日開催の臨時株主総会をもって監査役に就任したため、就任以降の監査役会について記載しております。

監査役会における主な検討事項としては、監査方針及び監査計画の策定、監査業務の分担、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの妥当性の監査等があります。常勤監査役の活動としては、取締役会の他、経営会議等の重要な社内会議への出席、取締役等へのヒアリング、重要書類の閲覧等により会社の状況を把握するとともに、他の監査役へ情報共有を行うことで監査機能の充実を図っております。

② 内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査担当者１名が内部監査を担当しております。

内部監査担当者は内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で全社・全部署に対して内部監査を実施しております。内部監査の結果については代表取締役社長に報告するとともに、定時取締役会において内部監査の実行状況の報告を行っております。必要に応じて被監査部門に業務改善等のための改善指示を行い、改善状況についてフォローアップ監査で確認しております。

なお、内部監査担当者は法務部門を兼任している関係上、管理部に関する内部監査については業務委託者を利用して内部監査を実施しておりますが、当該内部監査結果の査閲及び管理については内部監査担当者が実施しております。

また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と定期的に面談を実施することにより、監査計画や監査結果を共有する等、情報交換・意見交換を行い、相互の監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b 継続監査期間

２年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 田代 学

指定有限責任社員 梅津 一哲

d　監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、会計士試験合格者等７名、その他２名であります。

e　監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会では、ESネクスト有限責任監査法人が会計監査人として必要とされる高度な専門性、独立性、品質管理体制等を有していることから、当社の会計監査人に適任であると判断しております。

なお、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f　監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、取締役等との意見交換、会計監査人からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて会計監査の実施状況を把握し、会社法等関連規定の遵守状況、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査報酬の水準等を考慮し、総合的に監査法人の評価を行っております。

当社の会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人については、監査体制・独立性・専門性ともに問題はなく、適格であると評価しております。

④　監査報酬の内容等

a　監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	－	15,000	－

b　監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(ａを除く)

該当事項はありません。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d　監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査に要する時間や監査体制ならびに監査報酬が当社の事業規模や事業内容等に鑑み適切であるか検証した上で、会計監査人との協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、監査結果等と報酬等の算出根拠等が適切であるかを検証した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役に対する報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の役割・責務及び当社への貢献度等を勘案した上で決定されています。また、監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、法令等に定める監査役の責務及び機能を十分に果たす上で必要な報酬額を勘案し、監査役会において協議の上決定しています。なお、当社の報酬体系においては、現在は固定報酬のみであり、業績連動報酬制度は導入しておりません。

なお、当社の役員の報酬に関する株主総会決議年月日と決議の内容は以下の通りとなります。

（取締役報酬等）

・2025年１月30日

・総額を年額１億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額4,000万円以内）としております。

・決議日における取締役の員数は５名であります。

（監査役報酬等）

・2024年９月30日

・総額を年額2,500万円以内としております。

・決議日における監査役の員数は３名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2025年１月30日開催の取締役会において、議案「取締役の月額報酬決定の件」に基づき、各取締役の報酬額の配分についての決定を代表取締役社長大和新に一任することを決議しております。取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役に対する報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の役割・責務及び当社への貢献度等を勘案した上で決定されています。なお、各取締役の報酬の決定を一任する理由は、当社の企業規模及び業績等を鑑みた上で、当社の全部門を統括する立場において最も公平かつ公正な判断が可能であるためです。

また当社の役員の報酬等の額の決定過程における監査役の活動は、2024年９月30日開催の定時株主総会で決議された監査役の報酬等の額の配分について、2025年１月30日開催の監査役会において、各監査役の役割や責任において、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な各監査役の報酬額を協議し、決定しております。

③ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	39,837	30,837	－	9,000	5
監査役（社外監査役を除く。）	－	－	－	－	－
社外役員	10,000	10,000	－	－	4

④ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑤ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、そ

れ以外の株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１．財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は第１種中間財務諸表であります。

(3) 当社の第３四半期会計期間(2025年５月１日から2025年７月31日まで)及び第３四半期累計期間(2024年11月１日から2025年７月31日まで)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、前事業年度(2022年11月１日から2023年10月31日まで)及び当事業年度(2023年11月１日から2024年10月31日まで)の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、中間会計期間(2024年11月１日から2025年４月30日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第３四半期会計期間(2025年５月１日から2025年７月31日まで)及び第３四半期累計期間(2024年11月１日から2025年７月31日まで)に係る四半期財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

３．連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1　【財務諸表等】

(1)　【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	249,575	213,453
売掛金	563,230	378,166
電子記録債権	894	982
商品	570,591	948,761
原材料	142,726	164,420
前渡金	2,140	14,899
前払費用	28,328	14,984
その他	36,461	21,394
貸倒引当金	△511	△25
流動資産合計	1,593,438	1,757,038
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	14,181	2,472
機械及び装置（純額）	841	575
工具、器具及び備品（純額）	9,219	6,289
有形固定資産合計	※1　24,241	※1　9,338
無形固定資産		
ソフトウエア	19,402	2,685
無形固定資産合計	19,402	2,685
投資その他の資産		
出資金	65	65
長期前払費用	16	896
繰延税金資産	81,022	111,107
その他	23,952	36,498
投資その他の資産合計	105,056	148,567
固定資産合計	148,701	160,592
資産合計	1,742,139	1,917,630

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年10月31日）	当事業年度 （2024年10月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	328,483	337,590
短期借入金	※2 400,000	※2 570,000
１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	―	165,000
１年内返済予定の長期借入金	48,488	39,345
未払金	85,166	138,427
未払費用	3,366	181
未払法人税等	7,614	21,000
契約負債	69,366	32,310
預り金	18,505	4,685
その他	5,344	9,274
流動負債合計	966,336	1,317,814
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	165,000	―
長期借入金	69,711	30,366
固定負債合計	234,711	30,366
負債合計	1,201,047	1,348,180
純資産の部		
株主資本		
資本金	499,000	499,000
資本剰余金		
資本準備金	493,300	493,300
その他資本剰余金	4,300	4,300
資本剰余金合計	497,600	497,600
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△455,507	△427,150
利益剰余金合計	△455,507	△427,150
株主資本合計	541,092	569,449
純資産合計	541,092	569,449
負債純資産合計	1,742,139	1,917,630

【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2025年４月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	525,770
売掛金	364,956
電子記録債権	1,406
商品	1,270,079
原材料	143,758
その他	228,754
貸倒引当金	△88
流動資産合計	2,534,637
固定資産	
有形固定資産	14,842
無形固定資産	330
投資その他の資産	156,961
固定資産合計	172,133
資産合計	2,706,770
負債の部	
流動負債	
買掛金	433,810
短期借入金	※ 650,000
１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	165,000
１年内返済予定の長期借入金	64,779
未払法人税等	18,078
その他	207,650
流動負債合計	1,539,317
固定負債	
長期借入金	57,683
固定負債合計	57,683
負債合計	1,597,000
純資産の部	
株主資本	
資本金	753,731
資本剰余金	752,331
利益剰余金	△396,292
株主資本合計	1,109,769
純資産合計	1,109,769
負債純資産合計	2,706,770

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年11月１日 至 2023年10月31日）	当事業年度 （自 2023年11月１日 至 2024年10月31日）
売上高	※1 2,434,486	※1 3,086,141
売上原価	※2 1,088,447	※2 1,468,200
売上総利益	1,346,038	1,617,940
販売費及び一般管理費	※3,※4 1,513,226	※3,※4 1,552,392
営業利益又は営業損失（△）	△167,188	65,547
営業外収益		
受取利息	3	26
受取補償金	1,727	659
受取手数料	524	518
ポイント収入	17	972
その他	385	372
営業外収益合計	2,659	2,549
営業外費用		
支払利息	6,051	9,065
支払手数料	1,978	750
為替差損	―	3,291
株式交付費	2,135	―
その他	340	401
営業外費用合計	10,506	13,507
経常利益又は経常損失（△）	△175,035	54,589
特別利益		
新株予約権戻入益	300	―
特別利益合計	300	―
特別損失		
固定資産除却損	―	※5 874
減損損失	―	※6 33,782
役員退職金	―	9,000
特別損失合計	―	43,657
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△174,735	10,932
法人税、住民税及び事業税	969	12,660
法人税等調整額	△56,418	△30,084
法人税等合計	△55,448	△17,424
当期純利益又は当期純損失（△）	△119,286	28,357

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
区分	注記番号	金額（千円）	金額（千円）
期首商品棚卸高		376,755	570,591
当期商品仕入高		1,293,204	1,859,519
合計		1,669,959	2,430,110
期末商品棚卸高		570,591	948,761
他勘定振替高	※	10,921	13,147
売上原価		1,088,447	1,468,200

（注）　※ 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
広告宣伝費	10,921	13,147

【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自2024年11月１日 至2025年４月30日）
売上高	1,694,665
売上原価	800,299
売上総利益	894,365
販売費及び一般管理費	※ 848,391
営業利益	45,974
営業外収益	
受取利息	64
ポイント収入	921
為替差益	3,078
その他	335
営業外収益合計	4,399
営業外費用	
支払利息	6,436
支払手数料	5,842
その他	2,060
営業外費用合計	14,339
経常利益	36,034
税引前中間純利益	36,034
法人税、住民税及び事業税	10,167
法人税等調整額	△4,990
法人税等合計	5,177
中間純利益	30,857

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022年11月１日　至　2023年10月31日)

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	202,500	192,500	－	192,500	△336,220	△336,220	58,779	300	59,079
当期変動額									
新株の発行	300,800	300,800		300,800			601,600		601,600
減資	△4,300		4,300	4,300			－		－
当期純損失（△）					△119,286	△119,286	△119,286		△119,286
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△300	△300
当期変動額合計	296,500	300,800	4,300	305,100	△119,286	△119,286	482,313	△300	482,013
当期末残高	499,000	493,300	4,300	497,600	△455,507	△455,507	541,092	－	541,092

当事業年度(自　2023年11月１日　至　2024年10月31日)

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	499,000	493,300	4,300	497,600	△455,507	△455,507	541,092	541,092
当期変動額								
当期純利益					28,357	28,357	28,357	28,357
当期変動額合計	－	－	－	－	28,357	28,357	28,357	28,357
当期末残高	499,000	493,300	4,300	497,600	△427,150	△427,150	569,449	569,449

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△174,735	10,932
減価償却費	28,856	30,475
減損損失	―	33,782
新株予約権戻入益	△300	―
貸倒引当金の増減額（△は減少）	511	△485
受取利息	△3	△26
支払利息	6,051	9,065
為替差損益（△は益）	1,340	△74
固定資産除却損	―	874
株式交付費	2,135	―
売上債権の増減額（△は増加）	△406,558	184,975
棚卸資産の増減額（△は増加）	△285,245	△399,863
前渡金の増減額（△は増加）	△2,140	△12,758
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△22,254	29,320
仕入債務の増減額（△は減少）	135,515	9,107
未払金の増減額（△は減少）	△4,717	53,260
契約負債の増減額（△は減少）	6,464	△37,056
その他の流動負債の増減額（△は減少）	22,769	△11,773
その他	7,694	4,058
小計	△684,614	△96,186
利息の受取額	3	26
利息の支払額	△5,906	△9,975
法人税等の支払額	△2,225	△575
営業活動によるキャッシュ・フロー	△692,743	△106,710
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,152	△24,996
敷金及び保証金の差入による支出	△8,562	△29,122
敷金及び保証金の回収による収入	―	9,192
資産除去債務の履行による支出	―	△6,000
出資金の払込による支出	△10	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,725	△50,926
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	220,000	170,000
長期借入金の返済による支出	△59,924	△48,488
株式の発行による収入	599,464	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	759,540	121,512
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,340	3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	41,730	△36,121
現金及び現金同等物の期首残高	207,844	249,575
現金及び現金同等物の期末残高	※　249,575	※　213,453

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自2024年11月１日 至2025年４月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	36,034
減価償却費	4,760
貸倒引当金の増減額（△は減少）	63
受取利息	△64
支払利息	6,436
株式交付費	1,946
売上債権の増減額（△は増加）	12,786
棚卸資産の増減額（△は増加）	△300,656
前渡金の増減額（△は増加）	△146,443
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△30,662
仕入債務の増減額（△は減少）	96,219
未払金の増減額（△は減少）	9,945
契約負債の増減額（△は減少）	14,882
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△3,472
その他	△122
小計	△298,345
利息の受取額	64
利息の支払額	△6,806
法人税等の支払額	△11,672
営業活動によるキャッシュ・フロー	△316,760
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,578
無形固定資産の取得による支出	△330
敷金及び保証金の差入による支出	△3,280
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	80,000
長期借入れによる収入	80,000
長期借入金の返済による支出	△27,249
株式の発行による収入	507,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	640,266
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	312,316
現金及び現金同等物の期首残高	213,453
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 525,770

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３～39年

工具、器具及び備品　３～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づいております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

当社は、主にメディカルアパレル商品等の国内EC、店舗及び海外での販売、並びに国内法人への卸売による販売を行っております。これらの販売において、当社は顧客に当該商品等を引き渡す義務を負っており、顧客への当該商品等の引き渡しが完了した時点で当該商品等の支配が顧客に移転され、当社の履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、国内での販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの時間が通常の期間である場合には、当該商品等の出荷時点で収益を認識しております。顧客に返金すると見込んでいる対価は返金負債として計上しており、当該返金負債の計上にあたっては、過去の一定期間の販売実績に返品実績率を乗じて算出しております。また、当社は、顧客に対し商品等の購入に応じてポイントを付与するポイントプログラムを導入しており、商品等の販売に伴う付与ポイントを履行義務として識別し、将来のポイント失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債を算定しております。契約負債は、ポイントの使用時及び失効時に取り崩し、収益を認識しております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わ

ない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　５～15年

工具、器具及び備品　３～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づいております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

当社は、主にメディカルアパレル商品等の国内EC、店舗及び海外での販売、並びに国内法人への卸売による販売を行っております。これらの販売において、当社は顧客に当該商品等を引き渡す義務を負っており、顧客への当該商品等の引き渡しが完了した時点で当該商品等の支配が顧客に移転され、当社の履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、国内での販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの時間が通常の期間である場合には、当該商品等の出荷時点で収益を認識しております。顧客に返金すると見込んでいる対価は返金負債として計上しており、当該返金負債の計上にあたっては、過去の一定期間の販売実績に返品実績率を乗じて算出しております。また、当社は、顧客に対し商品等の購入に応じてポイントを付与するポイントプログラムを導入しており、商品等の販売に伴う付与ポイントを履行義務として識別し、将来のポイント失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債を算定しております。契約負債は、ポイントの使用時及び失効時に取り崩し、収益を認識しております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	81,022

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来の事業計画を基礎とした課税所得及びタックス・プランニングに基づき、将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の回収可能性を判断し、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高の算定基礎である注文件数であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
有形固定資産	24,241
無形固定資産	19,402
投資その他の資産（注）	4,870
減損損失	－

（注）投資その他の資産については、減損会計の対象となる金額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、原則として、事業用資産については事業部門又は店舗を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、当事業年度においては、営業損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みであることにより減損の兆候があると判断した資産グループについて、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高の

算定基礎である注文件数であります。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	111,107

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

将来の事業計画を基礎とした課税所得及びタックス・プランニングに基づき、将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の回収可能性を判断し、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

②　主要な仮定

課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高の算定基礎である注文件数であります。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
有形固定資産	9,338
無形固定資産	2,685
投資その他の資産（注）	4,206
減損損失	33,782

（注）投資その他の資産については、減損会計の対象となる金額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

当社は、原則として、事業用資産については事業部門又は店舗を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

② 主要な仮定

減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高の算定基礎である注文件数であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年10月31日）	当事業年度 （2024年10月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	30,130千円	24,859千円

※２　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、前事業年度において取引銀行１行と貸出コミットメント契約を締結しております。また、当事業年度においては取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年10月31日）	当事業年度 （2024年10月31日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	400,000千円	250,000千円
借入実行残高	400,000	250,000
差引額	－	－

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項　（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

	前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
	△436 千円	△7,117 千円

※３　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71.2%、当事業年度64.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28.8%、当事業年度35.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
給料手当	370,961千円	456,876千円
広告宣伝費	326,184	278,585
物流費	172,940	144,631
減価償却費	28,856	30,475
貸倒引当金繰入額	511	△6

※４　一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
	7,839千円	11,099千円

※５　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日 至　2024年10月31日）
建物	－ 千円	784千円
工具、器具及び備品	－	89
合計	－	874

※６　減損損失

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都千代田区	店舗	建物	478
		工具、器具及び備品	95
		その他	150
大阪府大阪市北区	店舗	建物	4,750
		工具、器具及び備品	594
		その他	1,535
愛知県名古屋市中区	店舗	建物	14,099
		工具、器具及び備品	316
		その他	3,025
神奈川県横浜市西区	店舗	建物	4,789
		工具、器具及び備品	142
		その他	3,804
合計			33,782

当社は、原則として、事業用資産については事業部門又は店舗を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（33,782千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額を零としております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	235,000	－	－	235,000
Ａ種優先株式（株）（注）	－	64,000	－	64,000
合計	235,000	64,000	－	299,000

（注）Ａ種優先株式の株式数の増加は、第三者割当増資による新株の発行によるものであります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（2020年３月30日発行）	普通株式	15,000	2,553	－	17,553	（注）１、２
合計		15,000	2,553	－	17,553	

（注）１．第１回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

２．目的となる株式の数の増加は、転換価額の調整によるものであります。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	235,000	－	－	235,000
Ａ種優先株式（株）	64,000	－	－	64,000
合計	299,000	－	－	299,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2020年３月30日発行)	普通株式	17,553	－	－	17,553	（注）１
ストック・オプションとしての第３回新株予約権	－	－	－	－	－	（注）２
合計		17,553	－	－	17,553	

（注）１．第１回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

２．ストック・オプションとしての第３回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年11月１日 至　2023年10月31日）	当事業年度 （自　2023年11月１日） 至　2024年10月31日）
現金及び預金	249,575千円	213,453千円
現金及び現金同等物	249,575	213,453

（リース取引関係）

前事業年度（自　2022年11月１日　至　2023年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年11月１日　至　2024年10月31日）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	45,057千円
１年超	56,098
合計	101,156

（金融商品関係）

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については流動性や安全性が高い金融機関に対する預金等により行っております。

また、商品の仕入や販売を行うために必要な資金を、金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所及び運営店舗の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長４年後であります。このうち一部については金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、社内規程等に従い、営業部門が取引先ごとの状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については関係部署が取引先の財務状況等の把握を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 敷金（※１）	19,081	18,679	△402
資産計	19,081	18,679	△402
(1) 転換社債型新株予約権付社債	165,000	161,607	△3,392
(2) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	118,199	117,184	△1,014
負債計	283,199	278,791	△4,407

（※１）「敷金」については、回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

（※２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	2023年10月31日
出資金	65

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	249,274	－	－	－
売掛金	563,230	－	－	－
電子記録債権	894	－	－	－
敷金	－	13,903	5,177	－
合計	813,399	13,903	5,177	－

（注）２．短期借入金、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	400,000	－	－	－	－	－
転換社債型新株予約権付社債	－	165,000	－	－	－	－
長期借入金（１年内返済予定を含む）	48,488	39,345	26,181	4,185	－	－
合計	448,488	204,345	26,181	4,185	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	18,679	－	18,679
資産計	－	18,679	－	18,679
転換社債型新株予約権付社債	－	161,607	－	161,607
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	117,184	－	117,184
負債計	－	278,791	－	278,791

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除した金額を国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については流動性や安全性が高い金融機関に対する預金等により行っております。

また、商品の仕入や販売を行うために必要な資金を、金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所及び運営店舗の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長３年後であります。このうち一部については金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、社内規程等に従い、営業部門が取引先ごとの状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については関係部署が取引先の財務状況等の把握を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金、１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 敷金（※１）	32,292	31,684	△607
資産計	32,292	31,684	△607
(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	69,711	69,115	△595
負債計	69,711	69,115	△595

（※１）「敷金」については、回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

（※２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	2024年10月31日
出資金	65

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	213,079	－	－	－
売掛金	378,166	－	－	－
電子記録債権	982	－	－	－
敷金	－	27,114	5,177	－
合計	592,229	27,114	5,177	－

（注）２．短期借入金、１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	570,000	－	－	－	－	—
１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	165,000	－	－	－	－	—
長期借入金（１年内返済予定を含む）	39,345	26,181	4,185	－	－	—
合計	774,345	26,181	4,185	－	－	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	31,684	－	31,684
資産計	－	31,684	－	31,684
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	69,115	－	69,115
負債計	－	69,115	－	69,115

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除した金額を国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2022年11月１日　至　2023年10月31日）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	当事業年度
新株予約権戻入益	300千円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者　１名
株式の種類別のストック・オプションの数　（注）１	普通株式 30,000株
付与日	2022年１月13日
権利確定条件	（注）２
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年１月13日～2032年１月12日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．①　新株予約権者は、2023年10月期から2025年10月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、2,200百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②　上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 11,000円（ただし、上記（２）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 11,000円（ただし、上記（２）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、11,000円（ただし、上記（２）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が11,000円（ただし、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

③　本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問若しくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④　本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑥　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第２回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	30,000
付与	－
失効	30,000
権利確定	－
未確定残	－
権利確定後(株)	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

② 単価情報

	第２回新株予約権
権利行使価格(円)	11,000
行使時平均株価(円)	－
付与日における公正な評価単価(円)	－

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	－ 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－ 千円

当事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名 当社従業員79名
株式の種類別のストック・オプションの数　(注)	普通株式119,800株
付与日	2024年８月20日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況（２）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年７月13日～2034年７月12日

(注)　株式数に換算して記載しております。なお、2025年８月５日付株式分割（普通株式１株につき５株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第３回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	－
付与	119,800
失効	600
権利確定	－
未確定残	119,200
権利確定後(株)	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

(注)　2025年８月５日付株式分割（普通株式１株につき５株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第３回新株予約権
権利行使価格(円)	1,880
行使時平均株価(円)	－
付与日における公正な評価単価(円)	－

(注) 2025年８月５日付株式分割（普通株式１株につき５株の割合）による分割後の価格に調整して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額　－ 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－ 千円

（税効果会計関係）

前事業年度（2023年10月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）２	146,110千円
敷金償却	3,376
返金負債	2,802
ソフトウエア	7,277
契約負債	4,317
商品評価損	22,932
未払事業税	2,069
その他	2,149
繰延税金資産小計	191,035
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△83,651
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△25,240
評価性引当額小計（注）１	△108,892
繰延税金資産合計	82,143
繰延税金負債	
返品資産	△1,120
繰延税金負債合計	△1,120
繰延税金資産の純額	81,022

（注）１．評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

２．税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（※１）	－	－	－	－	－	146,110	146,110
評価性引当額	－	－	－	－	－	△83,651	△83,651
繰延税金資産	－	－	－	－	－	62,458	（※２）62,458

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識していません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2024年10月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）２	133,580千円
敷金償却	5,658
返金負債	1,865
ソフトウエア	8,002
減損損失	8,944
契約負債	8,744
商品評価損	26,630
未払事業税	3,180
その他	1,779
繰延税金資産小計	198,386
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△73,953
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,580
評価性引当額小計（注）１	△86,533
繰延税金資産合計	111,852
繰延税金負債	
返品資産	△744
繰延税金負債合計	△744
繰延税金資産の純額	111,107

（注）１．評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

２．税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（※１）	－	－	－	－	－	133,580	133,580
評価性引当額	－	－	－	－	－	△73,953	△73,953
繰延税金資産	－	－	－	－	－	59,626	（※２）59,626

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識していません。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
住民税均等割	16.1
評価性引当額の増減	△204.5
その他	△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△159.38

（資産除去債務関係）

前事業年度（2023年10月31日）

当社は、本社及び店舗の建物賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（2024年10月31日）

当社は、本社及び店舗の建物賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年11月１日 至 2023年10月31日）	当事業年度 （自 2023年11月１日 至 2024年10月31日）
国内EC	940,482	951,170
国内店舗	212,919	333,010
国内法人	1,166,630	1,689,806
海外	114,453	112,153
顧客との契約から生じる収益	2,434,486	3,086,141
外部顧客への売上高	2,434,486	3,086,141

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針）６.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	前事業年度	
	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	157,566	564,125
契約負債	62,902	69,366

	当事業年度	
	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	564,125	379,149
契約負債	69,366	32,310

契約負債は、顧客からの前受金及び当社ポイントプログラムに基づき商品等の販売に伴い付与したポイントの将来使用見込分に相当するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、概ね当事業年度に収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

「（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エラン	541,722	メディカルアパレル事業

当事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

「（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エラン	1,011,868	メディカルアパレル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度(自 2022年11月１日　至 2023年10月31日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)
　当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度(自 2022年11月１日　至 2023年10月31日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)
　該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度(自 2022年11月１日　至 2023年10月31日)
　該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)
　該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年11月１日　至 2023年10月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主（法人）	株式会社エラン	長野県松本市	573,496	介護医療関連事業	（被所有）直接14.9	商品の販売、役員の兼任、社債の発行	商品の販売	541,722	売掛金	428,743
							社債の発行	―	転換社債型新株予約権付社債	165,000
							新株の発行（注）３	601,600	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

３．当社の行った第三者割当増資（Ａ種優先株式）を１株につき9,400円で引き受けたものであります。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大和 新	―	―	当社代表取締役社長	（被所有）直接57.9	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	4,849	―	―
							当社本社賃借取引に対する債務被保証	37,705	―	―
							当社店舗賃借取引に対する債務被保証	26,853	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．当社は、銀行借入に対して代表取締役社長 大和新より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

３．当社は、本社及び運営する店舗の賃貸借契約に対して代表取締役社長 大和新より債務保証を受けております。取引金額については、年間賃借料を記載しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年11月１日　至 2024年10月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主（法人）	株式会社エラン	長野県松本市	573,496	介護医療関連事業	（被所有）直接14.9	商品の販売、役員の兼任、社債の発行	商品の販売	1,011,868	売掛金	288,914
							社債の発行	―	１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	165,000

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大和 新	―	―	当社代表取締役社長	（被所有）直接57.9	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	353	―	―
							当社本社賃借取引に対する債務被保証	23,465	―	―
							当社店舗賃借取引に対する債務被保証	42,915	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．当社は、銀行借入に対して代表取締役社長 大和新より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

３．当社は、本社及び運営する店舗の賃貸借契約に対して代表取締役社長 大和新より債務保証を受けております。取引金額については、年間賃借料を記載しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年11月１日 至 2023年10月31日）	当事業年度 （自 2023年11月１日） 至 2024年10月31日）
１株当たり純資産額	△51円50銭	△27円36銭
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△101円52銭	24円13銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	―	18円97銭

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２．当社は、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2022年11月１日 至 2023年10月31日）	当事業年度 （自 2023年11月１日 至 2024年10月31日）
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△119,286	28,357
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（△）（千円）	△119,286	28,357
普通株式の期中平均株式数（株）	1,175,000	1,175,000
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	320,000
（うちＡ種優先株式（株））	―	(320,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	―	・第１回無担保転換社債型 新株予約権付社債 新株予約権の数1個 （普通株式87,765株） ・第3回新株予約権 新株予約権の数23,840個 （普通株式119,200株）

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2022年11月１日　至 2023年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年11月１日　至 2024年10月31日）

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2025年１月30日開催の取締役会において、MNインターファッション株式会社及び大西秀亜氏を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2025年２月７日に払込が完了しました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 募集方法：第三者割当
(2) 発行する株式の種類及び数:Ｂ種優先株式32,825株
(3) 割当価格：１株につき15,380円
(4) 資本組入額：１株につき7,690円
(5) 割当価格の総額：504,848千円
(6) 資本組入額の総額：252,424千円
(7) 割当先:MNインターファッション株式会社、大西秀亜氏
(8) 払込期日：2025年２月７日
(9) 資金使途：事業拡大及び運転資金に充当する予定であります。

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2025年３月27日開催の取締役会において、大和新氏、福島信広氏及び株式会社an butterを割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2025年４月７日に払込が完了しました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 募集方法：第三者割当
(2) 発行する株式の種類及び数:Ｂ種優先株式300株
(3) 割当価格：１株につき15,380円
(4) 資本組入額：１株につき7,690円
(5) 割当価格の総額：4,614千円
(6) 資本組入額の総額：2,307千円
(7) 割当先:大和新氏、福島信広氏、株式会社an butter
(8) 払込期日：2025年４月７日
(9) 資金使途：事業拡大及び運転資金に充当する予定であります。

（償還期限の延長）

当社は、資本業務提携先である株式会社エランとの間でクラシコ株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書を締結しておりますが、当社からの依頼に基づき、2025年３月14日開催の取締役会において、以下のとおり満期償還期限の延長を決議し、実行いたしました。

転換社債型新株予約権付社債165,000千円
変更前2025年３月31日
変更後2026年３月31日

（優先株式の取得及び消却並びに第１回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使）

１．優先株式の取得及び消却

当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき、2025年８月４日付ですべてのＡ種優先株式及びＢ種優先株式を自己株式として取得し、対価としてＡ種優先株式及びＢ種優先株式１株につきそ

れぞれ普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したＡ種優先株式及びＢ種優先株式は、2025年８月４日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数
　Ａ種優先株式64,000株
　Ｂ種優先株式33,125株
(2) 交換により交付した普通株式数97,125株
(3) 交換後の発行済普通株式数332,125株

２．第１回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使
当社が発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてについて、2025年８月５日付で権利行使が行われております。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使個数１個
(2) 発行した株式の種類及び株式数普通株式87,765株
(3) 転換社債型新株予約権付社債の減少額165,000千円
(4) 資本金の増加額82,500千円
(5) 資本準備金の増加額82,500千円

以上の結果、2025年８月５日現在の発行済株式総数は1,748,390株、資本金は836,231千円、資本準備金は830,531千円となっております。また、株式会社エランの当社に対する議決権割合は33.33％となり、当社は株式会社エランの持分法適用関連会社となりました。

（株式分割及び単元株制度の採用）
当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付をもって普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2025年８月５日開催の臨時株主総会により、同日付で発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

１．株式分割の目的
当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要
(1) 分割方法
2025年８月５日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき５株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数
株式分割前の発行済株式総数332,125株
株式分割により増加する株式数1,328,500株
株式分割後の発行済株式総数1,660,625株
株式分割後の発行可能株式総数6,993,560株

(3) 株式分割の効力発生日
2025年８月５日

(4) １株当たり情報に及ぼす影響
「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 資本金の額の変動

今回の株式分割に際して、資本金の額の変動はありません。

(6) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年８月５日の効力発生日と同時に新株予約権の１株当たり行使価額を次のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第３回新株予約権	9,400円	1,880円
第４回新株予約権	15,380円	3,076円
第５回新株予約権	15,380円	3,076円

３．株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、2025年８月５日開催の臨時株主総会決議により、同日付で当社定款第６条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前定款	変更後定款
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、720,000株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、6,993,560株とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2025年８月５日

４．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

※　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、前事業年度において取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。また、当中間会計期間においては取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （2025年４月30日）
当座貸越極度額の総額	350,000千円
借入実行残高	350,000
差引額	－

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自2024年11月１日 至2025年４月30日）
給料手当	230,935 千円
広告宣伝費	170,052 千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自2024年11月１日 至2025年４月30日）
現金及び預金	525,770千円
現金及び現金同等物	525,770千円

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自2024年11月１日　至2025年４月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年２月７日付で、MNインターファッション株式会社及び大西 秀亜氏から第三者割当増資の払込みを受けました。また、2025年４月７日付で、大和 新氏、福島 信広氏、株式会社an butterから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当中間会計期間において資本金が254,731千円、資本準備金が254,731千円増加し、当中間会計期間末において資本金が753,731千円、資本剰余金が752,331千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自2024年11月１日 至2025年４月30日）
国内EC	518,348
国内店舗	191,714
国内法人	946,849
海外	37,753
顧客との契約から生じる収益	1,694,665
外部顧客への売上高	1,694,665

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、当社は、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益を算定しております。

項目	当中間会計期間 （自2024年11月１日 至2025年４月30日）
(1) １株当たり中間純利益	26円26銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	30,857
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	30,857
普通株式の期中平均株式数（株）	1,175,000
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	19円65銭
（算定上の基礎）	
中間純利益調整額（千円）	－
普通株式増加数（株）	395,461
（うちＡ種優先株式（株）） （うちＢ種優先株式（株））	(320,000) (75,461)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	・第４回新株予約権 新株予約権の数5,940個 （普通株式29,700株） ・第５回新株予約権 新株予約権の数5,117個 （普通株式25,585株）

（重要な後発事象）

（優先株式の取得及び消却並びに第１回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使）

１．優先株式の取得及び消却

当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき、2025年８月４日付ですべてのＡ種優先株式及びＢ種優先株式を自己株式として取得し、対価としてＡ種優先株式及びＢ種優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したＡ種優先株式及びＢ種優先株式は、2025年８月４日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数

Ａ種優先株式64,000株

Ｂ種優先株式33,125株

(2) 交換により交付した普通株式数　97,125株

(3) 交換後の発行済普通株式数　332,125株

２．第１回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使

当社が発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてについて、2025年８月５日付で権利行使が行われております。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使個数	１個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式　87,765株
(3) 転換社債型新株予約権付社債の減少額	165,000千円
(4) 資本金の増加額	82,500千円
(5) 資本準備金の増加額	82,500千円

以上の結果、2025年８月５日時点の発行済株式総数は1,748,390株、資本金は836,231千円、資本準備金は830,531千円となっております。また、株式会社エランの当社に対する議決権割合は33.33％となり、当社は株式会社エランの持分法適用関連会社となりました。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付をもって普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2025年８月５日開催の臨時株主総会により、同日付で発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年８月５日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき５株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	332,125株
株式分割により増加する株式数	1,328,500株
株式分割後の発行済株式総数	1,660,625株
株式分割後の発行可能株式総数	6,993,560株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年８月５日

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が当中間期間の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 資本金の額の変動

今回の株式分割に際して、資本金の額の変動はありません。

(6) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年８月５日の効力発生日と同時に新株予約権の１株当たり行使価額を次のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第３回新株予約権	9,400円	1,880円
第４回新株予約権	15,380円	3,076円
第５回新株予約権	15,380円	3,076円

３．株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、2025年８月５日開催の臨時株主総会決議により、同日付で当社定款第６条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前定款	変更後定款
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、720,000株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、6,993,560株とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2025年８月５日

４．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】（2024年10月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	21,629	21,126	33,788 (24,118)	8,968	6,495	7,932	2,472
機械及び装置	2,736	－	－	2,736	2,160	265	575
工具、器具及び備品	30,005	3,869	11,383 (1,148)	22,492	16,202	5,560	6,289
有形固定資産計	54,372	24,996	45,171 (25,266)	34,197	24,859	13,759	9,338
無形固定資産							
ソフトウエア	50,048	－	－	50,048	47,362	16,716	2,685
無形固定資産計	50,048	－	－	50,048	47,362	16,716	2,685
長期前払費用	16	2,151	1,271	896	－	－	896

（注）１．建物の増加は、名古屋店舗及び横浜店舗の内装工事や消化防災設備工事に係るものであります。
２．工具、器具及び備品の増加は、主にパソコンの取得に係るものであります。
３．当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。
４．長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、償却資産とは性質が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債	2020年 ３月30日	165,000	165,000 (165,000)	無利息	無担保社債	2025年 ３月31日
合計	－	165,000	165,000 (165,000)	－	－	－

（注）１．「当期末残高」欄の（内書）は、１年内償還予定の金額であります。

２．転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式	新株予約権の発行価額	株式の発行価格（円）	発行価額の総額（百万円）	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（百万円）	新株予約権の付与割合（%）	新株予約権の行使期間	代用払込に関する事項
普通株式	無償	9,400	165	－	100	自　2020年 ４月30日 至　2025年 ３月28日	（注）

（注）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

３．貸借対照表日後５年内における１年ごとの償還予定額の総額

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
165,000	－	－	－	－

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （％）	返済期限
短期借入金	400,000	570,000	1.97	－
１年以内に返済予定の長期借入金	48,488	39,345	0.88	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	69,711	30,366	0.87	2025年～2027年
合計	518,199	639,711	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	26,181	4,185	－	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	511	25	479	32	25

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（2024年10月31日現在）

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	373
預金	
普通預金	213,029
通知預金	50
計	213,079
合計	213,453

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エラン	288,914
株式会社ナースステージ	34,584
ワタキューセイモア株式会社	7,992
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	6,923
三菱地所プロパティマネジメント株式会社	6,299
その他	33,452
合計	378,166

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円）（A）	当期発生高（千円）（B）	当期回収高（千円）（C）	当期末残高（千円）（D）	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
563,230	2,443,045	2,628,109	378,166	87.4	70.5

③ 商品

区分	金額(千円)
商品（メディカルアパレル等）	948,761
合計	948,761

④ 原材料

区分	金額(千円)
原材料（メディカルアパレル用生地等の資材）	164,420
合計	164,420

⑤　繰延税金資産

区分	金額(千円)
繰延税金資産　※	111,107
合計	111,107

※　その内容については「１　財務諸表等　（１）財務諸表等　注記事項　（税効果会計関係）」に記載しております。

⑥　買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
MNインターファッション株式会社	222,753
興和株式会社	44,110
蝶理株式会社	11,565
NANTONG TUORUI INTERNATIONAL TRADE CO. LTD.	10,201
吉岡株式会社	6,598
その他	42,361
合計	337,590

⑦　未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社マルゴ	17,939
株式会社ハマキョウレックス	10,845
株式会社UPSIDER	6,995
日本年金機構港年金事務所	6,659
株式会社キサク	3,798
その他	92,189
合計	138,427

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2025年９月12日開催の取締役会において承認された第17期第３四半期会計期間(2025年５月１日から2025年７月31日まで)及び第17期第３四半期累計期間(2024年11月１日から2025年７月31日まで)に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

（１）四半期貸借対照表

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （2025年７月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	420,963
売掛金	209,014
電子記録債権	1,845
商品	1,327,551
原材料	124,394
その他	164,910
貸倒引当金	△42
流動資産合計	2,248,636
固定資産	
有形固定資産	14,607
無形固定資産	3,188
投資その他の資産	188,440
固定資産合計	206,236
資産合計	2,454,872
負債の部	
流動負債	
買掛金	370,911
短期借入金	100,000
１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	165,000
１年内返済予定の長期借入金	121,980
未払法人税等	18,904
その他	197,803
流動負債合計	974,600
固定負債	
長期借入金	284,084
固定負債合計	284,084
負債合計	1,258,684
純資産の部	
株主資本	
資本金	753,731
資本剰余金	752,331
利益剰余金	△309,873
株主資本合計	1,196,188
純資産合計	1,196,188
負債純資産合計	2,454,872

（２）四半期損益計算書

第３四半期累計期間

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　2024年11月１日 至　2025年７月31日）
売上高	2,696,570
売上原価	1,272,535
売上総利益	1,424,035
販売費及び一般管理費	1,311,840
営業利益	112,195
営業外収益	
受取利息	64
ポイント収入	1,622
為替差益	2,330
その他	374
営業外収益合計	4,391
営業外費用	
支払利息	9,526
支払手数料	5,842
その他	2,075
営業外費用合計	17,443
経常利益	99,143
税引前四半期純利益	99,143
法人税、住民税及び事業税	18,798
法人税等調整額	△36,932
法人税等合計	△18,133
四半期純利益	117,276

（３）四半期財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

当第３四半期累計期間（自　2024年11月１日　至　2025年７月31日）

当社は、2025年２月７日付で、MNインターファッション株式会社及び大西 秀亜氏から第三者割当増資の払込みを受けました。また、2025年４月７日付で、大和 新氏、福島 信広氏、株式会社an butterから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第３四半期累計期間において資本金が254,731千円、資本準備金が254,731千円増加し、当第３四半期会計期間末において資本金が753,731千円、資本剰余金が752,331千円となっております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間における減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　2024年11月１日 至　2025年７月31日）
減価償却費	6,109千円

（セグメント情報等の注記）

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　2024年11月１日 至　2025年７月31日）
国内EC	782,216
国内店舗	284,219
国内法人	1,559,012
海外	71,121
顧客との契約から生じる収益	2,696,570
外部顧客への売上高	2,696,570

第６　【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月１日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年４月30日 毎年10月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店（注）１
買取手数料	無料(注)２
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL：https://classico.co.jp/public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１　当社株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２　単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部　【特別情報】

第１　【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2024年７月９日	大豆生田伸夫	神奈川県川崎市中原区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	福島信広	東京都練馬区	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	普通株式 37,375	2,765,750 (74) （注）４	所有者の事情による譲渡
2024年７月９日	大豆生田伸夫	神奈川県川崎市中原区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社an butter 代表取締役 相馬知明	茨城県守谷市みずき野２丁目10番15号	特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名）	普通株式 37,375	2,765,750 (74) （注）４	所有者の事情による譲渡
2025年８月４日	―	―	―	株式会社エラン 代表取締役 社長CEO 峯崎友宏	長野県松本市出川町15番12号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 △320,000 普通株式 320,000	―	A種優先株式の普通株式への転換（注）５
2025年８月４日	―	―	―	MNインターファッション株式会社 代表取締役 社長 吉本一心	東京都港区元赤坂１丁目２番７号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	B種優先株式 △162,500 普通株式 162,500	―	B種優先株式の普通株式への転換（注）５
2025年８月４日	―	―	―	大西秀亜	東京都文京区	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	B種優先株式 △1,625 普通株式 1,625	―	B種優先株式の普通株式への転換（注）５
2025年８月４日	―	―	―	大和新	東京都目黒区	特別利害関係者等（当社の代表取締役社長、大株主上位10名）	B種優先株式 △500 普通株式 500	―	B種優先株式の普通株式への転換（注）５
2025年８月４日	―	―	―	福島信広	東京都練馬区	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	B種優先株式 △500 普通株式 500	―	B種優先株式の普通株式への転換（注）５
2025年８月４日	―	―	―	株式会社an butter 代表取締役 相馬知明	茨城県守谷市みずき野２丁目10番15号	特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名）	B種優先株式 △500 普通株式 500	―	B種優先株式の普通株式への転換（注）５
2025年８月５日	―	―	―	株式会社エラン 代表取締役 社長CEO 峯崎友宏	長野県松本市出川町15番12号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式 87,765	165,000,000 (1,880) （注）６	新株予約権付社債に係る新株予約権の行使

（注）１．当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下１において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して２年前の日（2022年11月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式により算出した価格を基準に、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

５．当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式のすべてにつき定款に定める取得条項に基づき2025年８月４日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき普通株式１株をそれぞれ交付しております。当該優先株式の発行時の価格はＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を基に当事者間で協議の上決定した価格によっており、普通株式への転換比率は、当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。なお、当社が取得した当該優先株式は、2025年８月４日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

６．移動価格は新株予約権行使条件による価格であります。

７．当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2023年６月27日	2025年２月７日	2025年４月７日
種類	Ａ種優先株式	Ｂ種優先株式	Ｂ種優先株式
発行数	320,000株 （注）９	164,125株 （注）９	1,500株 （注）９
発行価格	1,880円 （注）５、９	3,076円 （注）５、９	3,076円 （注）５、９
資本組入額	940円 （注）９	1,538円 （注）９	1,538円 （注）９
発行価額の総額	601,600,000円	504,848,500円	4,614,000円
資本組入額の総額	300,800,000円	252,424,250円	2,307,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	―	（注）２	（注）２

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2024年８月20日	2025年４月８日	2025年４月８日
種類	第３回新株予約権 （ストック・オプション）	第４回新株予約権 （ストック・オプション）	第５回新株予約権
発行数	119,800株 （注）７、９	29,700株 （注）８、９	25,585株 （注）９
発行価格	1,880円 （注）５、９	3,076円 （注）５、９	3,076円 （注）５、９
資本組入額	940円 （注）９	1,538円 （注）９	1,538円 （注）９
発行価額の総額	225,224,000円	91,357,200円	78,699,460円
資本組入額の総額	112,612,000円	45,678,600円	39,349,730円
発行方法	2024年７月９日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2025年４月４日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2025年４月４日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）３	（注）３	（注）３、４

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 当社が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の

取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年10月31日であります。

2．同取引所の定める同施行規則第268条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後１年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3．同取引所の定める同施行規則第272条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4．同取引所の定める同施行規則第270条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

5．発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎とし、総合的に勘案して決定しております。

6．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	１株につき1,880円	１株につき3,076円	１株につき3,076円
行使期間	2026年７月13日から 2034年７月12日まで	2027年３月28日から 2035年３月27日まで	2027年３月28日から 2035年３月27日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	「第一部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	「第一部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7．新株予約権①については、退職により従業員13名11,100株の権利が喪失しております。

8．新株予約権②については、退職により従業員１名500株の権利が喪失しております。

9．当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

２　【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社エラン 代表取締役社長CEO 峯崎友宏 資本金　５億円	長野県松本市出川町15番12号	介護医療関連事業	320,000	601,600,000 (1,880)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

（注）当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
MNインターファッション株式会社 代表取締役社長 吉本　一心 資本金44億円	東京都港区元赤坂１丁目２番７号	繊維商社	162,500	499,850,000 (3,076)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
大西秀亜	東京都文京区	当社役員	1,625	4,998,500 (3,076)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)

（注）当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大和新	東京都目黒区	当社役員	500	1,538,000 (3,076)	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)
福島信広	東京都練馬区	当社役員	500	1,538,000 (3,076)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
株式会社an butter 代表取締役 相馬知明 資本金　500万円	茨城県守谷市みずき野２丁目10番15号	資産管理	500	1,538,000 (3,076)	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)

（注）当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
福島信広	東京都練馬区	当社役員	35,000	65,800,000 (1,880)	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
相馬知明	―	当社役員	30,000	56,400,000 (1,880)	特別利害関係者等（当社の取締役）

（注）１．上記のほか、新株予約権取得者である当社従業員（取締役に就任したものを除く）65名、割当株数43,700株に関する記載は省略しております。
２．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
３．当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
福島信広	東京都練馬区	当社役員	6,000	18,456,000 (3,076)	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）
相馬知明	―	当社役員	6,000	18,456,000 (3,076)	特別利害関係者等（当社の取締役）

（注）１．上記のほか、新株予約権取得者である当社従業員（取締役に就任したものを除く）29名、割当株数17,200株に関する記載は省略しております。
２．当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
大和新	東京都目黒区	当社役員	24,725	76,054,100 (3,076)	特別利害関係者等（当社の代表取締役社長、大株主上位10名）
伊藤祐平	東京都世田谷区	会社員	860	2,645,360 (3,076)	当社の社外協力者

（注）当社は、2025年７月15日開催の取締役会決議により、2025年８月５日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

３　【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大和新（注）１、２	東京都目黒区	705,225 (24,725)	36.89 (1.29)
株式会社エラン（注）１	長野県松本市出川町15番12号	582,765	30.48
MNインターファッション株式会社（注）１	東京都港区元赤坂１丁目２番７号	162,500	8.50
大豆生田伸夫（注）１	神奈川県川崎市中原区	145,250	7.60
狩野高志（注）１	神奈川県川崎市中原区	100,000	5.23
福島信広（注）１、３	東京都練馬区	78,875 (41,000)	4.13 (2.14)
株式会社an butter（注）１、４	茨城県守谷市みずき野２丁目10番15号	37,875	1.98
相馬知明（注）３	―	36,000 (36,000)	1.88 (1.88)
―（注）６	―	3,750 (3,750)	0.20 (0.20)
―（注）６	―	3,750 (3,750)	0.20 (0.20)
―（注）６	―	3,750 (3,750)	0.20 (0.20)
―（注）６	―	3,750 (3,750)	0.20 (0.20)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
―（注）６	―	2,500 (2,500)	0.13 (0.13)
大西秀亜（注）１、３	東京都文京区	1,625	0.08
所有株式 1,000株 ７名（注）６	―	7,000 (7,000)	0.37 (0.37)
所有株式 860株 １名（注）５	―	860 (860)	0.04 (0.04)
所有株式 500株 10名（注）６	―	5,000 (5,000)	0.26 (0.26)
所有株式 400株 15名（注）６	―	6,000 (6,000)	0.31 (0.31)
所有株式 300株 17名（注）６	―	5,100 (5,100)	0.27 (0.27)
所有株式 200株 13名（注）６	―	2,600 (2,600)	0.14 (0.14)
所有株式 100株 ２名（注）６	―	200 (200)	0.01 (0.01)
計	―	1,911,875 (163,485)	100 (8.55)

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
３．特別利害関係者等（当社取締役）
４．特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）
５．当社の社外協力者
６．当社の従業員
７．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
８．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年９月25日

クラシコ株式会社
取締役会　御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田代学

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅津一哲

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラシコ株式会社の 2022 年 11 月１日から 2023 年 10 月 31 日までの第 15 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラシコ株式会社の 2023 年 10 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示

リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

2025年９月25日

ク ラ シ コ 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　田代学

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　梅津一哲

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラシコ株式会社の 2023 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日までの第 16 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラシコ株式会社の 2024 年 10 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示

リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年９月25日

ク　ラ　シ　コ　株　式　会　社
　取締役会　　御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田代　学

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅津一哲

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクラシコ株式会社の2024年11月１日から2025年10月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2024年11月１日から2025年４月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラシコ株式会社の2025年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と

なる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年９月25日

ク　ラ　シ　コ　株　式　会　社
取締役会　御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田代　学

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅津一哲

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）の「経理の状況」のその他に掲げられているクラシコ株式会社の 2024 年 11 月１日から 2025 年 10 月 31 日までの第 17 期事業年度の第３四半期会計期間（2025 年５月１日から 2025 年７月 31 日まで）及び第３四半期累計期間（2024 年 11 月１日から 2025 年７月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付

結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上